彦根市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町地域
循環型社会形成推進地域計画
（第２次）

彦根市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町

彦根愛知犬上広域行政組合

平成 29 年 12 月
平成 30 年 11 月　1 日（変更）
令和　元年 12 月　　（変更）
令和　2 年 11 月 25 日（変更）
令和　3 年 12 月　1 日（変更）
令和　4 年 12 月　1 日（変更）

目　　次

１　地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項 1
２　循環型社会形成推進のための現状と目標 5
３　施策の内容 9
４　計画のフォローアップと事後評価 16

別添１～６ 18
様式１、２ 31
参考資料様式１，２，７，８ 35

１．地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

（１）対象地域

構成市町名　　彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町

面　　積　　293.42km^2

人　　口　　156,466 人　（平成 28 年 10 月 1 日現在）

156,190 人　（平成 30 年 11 月 1 日現在）

156,267 人　（令和元年 11 月 1 日現在）

（内　訳）

市町村名		彦根市	愛荘町	豊郷町	甲良町	多賀町	計	
面積	km^2	98.28	37.95	7.80	13.62	135.77	293.42	
人口	（人）	112,843	21,251	7,409	7,301	7,662	156,466	（H28.10.1 現在）
		113,140	21,372	7,333	7,012	7,333	156,190	（H30.11.1 現在）
		113,027	21,336	7,360	6,925	7,619	156,267	（R01.11.1 現在）

※面積には彦根市公有水面（琵琶湖:98.69km^2）は含まない。

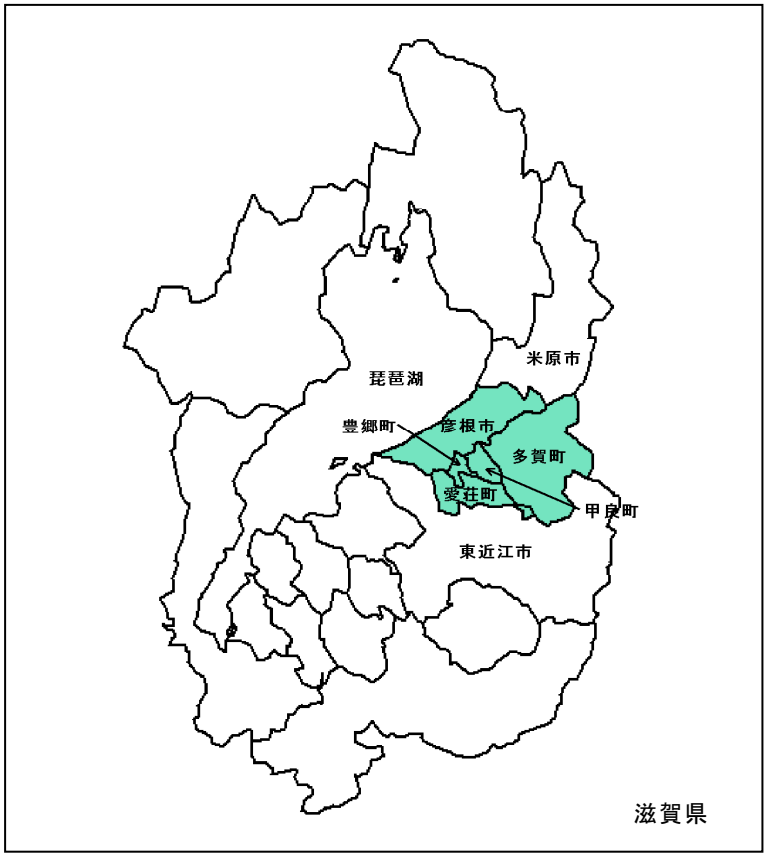


図１　対象地域図

（２）計画期間

本計画は、平成 30 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 7 年間を計画期間とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直す。

（３）基本的な方向

彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町（以下、「１市４町」という。）で組織する彦根愛知犬上広域行政組合（以下「本組合」という。）圏域は、滋賀県の東部に位置し、JR 東海道本線（琵琶湖線）、JR 東海道新幹線、名神高速道路、国道８号の交通主要幹線が通っている。

本組合圏域におけるごみ処理は、次のとおりである。彦根市での中間処理は彦根市清掃センター、最終処分は大阪湾広域臨海環境整備センターおよび中継基地（彦根愛知犬上広域行政組合中山投棄場）を経て民間事業者での処分を行っている。愛荘町での可燃ごみは湖東広域衛生管理組合（リバースセンター）、資源ごみは愛知郡広域行政組合を経て民間事業者で委託処理し、最終処分は愛知郡広域行政組合および民間事業者での処分を行っている。豊郷町、甲良町、多賀町での可燃ごみは湖東広域衛生管理組合（リバースセンター）、資源ごみは民間事業者、最終処分は中継基地（彦根愛知犬上広域行政組合中山投棄場）を経て民間事業者での処分を行っている。

本組合の構成市町では、平成 18 年度に一般廃棄物処理基本計画を作成し、「いまよりも少しだけ努力して できることをキチンとやる」を基本理念として、循環型社会の構築を目指し、ごみの減量、資源循環などにより、適正処理を進めている。また、彦根市では平成 24 年度にも一般廃棄物処理基本計画を作成し、「『もったいない』を実践するまち ひこね」を基本理念としてさらなる取り組みを進めている。

本組合圏域での広域的な処理を目的とした新ごみ処理施設（リサイクル施設および熱回収施設）については、平成 20 年度に「湖東地域広域ごみ処理施設整備基本構想」を策定し、建設候補地を選定したが、地盤の問題により断念することとなった。また、平成 24 年度には各市町からの推薦により再び建設候補地を選定したが、土地所有者との折り合いがつかず、こちらも結果的に断念することとなった。このことを受け、本組合ではこれまでの選定手法を見直し、より多くの住民にご理解、ご協力を得られるよう、公募方式により建設候補地を選定することを決定し、また行政主導ではなく独立した第三者機関として、平成 26 年 12 月、「彦根愛知犬上地域ごみ処理施設建設候補地選定委員会」を発足した。選定委員会では、約 2 年 3 か月間、延べ 15 回にわたり慎重な議論・検討を行っていただき、平成 29 年 2 月、応募のあった 5 地域について評価、順位付けを行った報告書を提出いただいた。そして、その報告書を基に、本組合管理者会議において議論・検討を行い、平成 29 年 6 月、管理者により愛荘町竹原区を建設候補地として選定する運びとなった。しかしその後、平成 31 年 2 月の組合議会定例会において、「建設候補地の白紙撤回を求める決議」が可決され、「応募 5 地区から再検討する」ことが提案された。これを受け、4 月 4 日に組合として建設候補地を愛荘町竹原区 1 か所に決定したことについて白紙撤回し、4 月 20 日に改めて応募 5 地区に対する合同説明会を開催したところ、4 つの応募地から再選定への参加意向が示され、これら全てを建設候補地と決定した。建設候

補地周辺学区にお住いの方を中心に開催した住民説明会や意見交換会、また、住民アンケートで頂戴したご意見を参考にしながら議論・検討を重ねたところ、圏域全体としての収集運搬コスト、生活環境の保全、生活環境との区分、利便性といった点を重視する意見が多いということ、建設用地の購入可能性や災害リスクに対する技術的な対応の可能性等を検討したうえで、用地取得費、造成費、道路整備費などの初期整備費総額は少し高くなるものの、1市4町の30年間の収集運搬コストが最も安価と見込まれ、長期的視野によるトータルコストが最も安価となると判断した結果、「彦根市清崎町(西清崎)」を最終的な建設候補地に決定し、当該候補地での施設建設を前提とした「新ごみ処理施設整備基本計画」について、当組合議会10月臨時会（10月21日開催）で承認された。現在、令和11年度供用開始を目標として、環境影響評価をはじめとする各種検討業務への準備を進めている。

琵琶湖の水質は、全リンについては昭和55年(1980年)の「滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例」の施行後、若干改善されたものの、横ばいとなっている。全窒素については同条例施行後、南湖では近年改善傾向であるが、北湖では依然横ばいである。また、平成8年(1996年)には「滋賀県生活排水対策の推進に関する条例」により合併処理浄化槽の設置が義務付けられたが、施行後、BODおよびCODはいずれも横ばい傾向である。琵琶湖の水質への汚濁負荷源としては生活排水だけでなく工場排水もあるものの、生活排水による影響を減少させるため、今後も、公共下水道および農業集落排水が当分の間整備される見込みのない地域における合併処理浄化槽の整備を進める。

（4）ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

湖東地域におけるごみ処理の広域化は、平成11年3月に策定された滋賀県一般廃棄物処理広域化計画に基づき、当初は彦根市、湖東町、愛東町、愛知川町、秦荘町、豊郷町、甲良町、多賀町の1市7町により、「湖東地域一般廃棄物処理広域化事業促進協議会」を組織し進めてきた。しかしながら、この促進協議会の枠組みも、平成17年2月に湖東町と愛東町が他市町と合併し、東近江市となったことから2市5町となり、その後、平成18年2月には愛知川町と秦荘町が合併し、愛荘町となったことから2市4町となった。平成20年3月には、東近江市の退会があり、平成20年5月に促進協議会として策定した「湖東地域広域ごみ処理施設整備基本構想」においては、現在の1市4町の枠組みとなった。平成22年3月には、新ごみ処理施設建設事務を彦根愛知犬上広域行政組合へ移管し事業主体の確立を行い、新ごみ処理施設の建設を進めている。集約化についても、現在2箇所でおこなっているごみ処理を1箇所に集約することから、達成されることとなる。

令和元年11月に策定した彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備基本計画を参考に、令和4年3月に策定した彦根愛知犬上地域一般廃棄物（ごみ）処理基本計画において、1市4町におけるごみの分別区分の統一や処理方法の検討を行った。

（５）プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

住民がプラスチック使用製品の使用を合理化し、プラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制するよう、また汚れたプラスチック類については、安易に燃やすごみとするのではなく、資源化促進のために汚れを落として排出してもらうようホームページやごみ収集カレンダー等で啓発・情報提供を行うとともに、地域と連携した環境啓発イベントを行う。

現在、彦根市ではプラスチック容器包装廃棄物を分別収集し、彦根市清掃センターにて分別・圧縮梱包した後、容器包装リサイクル法に基づく指定法人に再商品化を委託している。愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町ではプラスチック容器包装廃棄物は燃やすごみとして収集し、リバースセンターにおいて RDF 化をしている。

令和 11 年度から、１市４町においてプラスチック使用製品廃棄物とプラスチック容器包装廃棄物を一括回収し、新ごみ処理施設において、分別・圧縮梱包後に指定法人に引き渡す。分別の基準については、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き等を踏まえて検討する。

２．循環型社会形成推進のための現状と目標

（１）一般廃棄物等の処理の現状

平成 28 年度の一般廃棄物の排出、処理状況は、図２のとおりである。

総排出量は、集団回収量も含め 47,479 トンであり、再生利用される「総資源化量」は 7,480 トン、リサイクル率（＝（直接資源化量＋中間処理後再生利用量＋集団回収量）／（排出量＋集団回収量））は約 15.8％となっている。

中間処理による減量化量は 34,022 トンとなっており、集団回収を除いた排出量の概ね 7 割が減量化されている。また、集団回収量を除いた排出量の約 13％にあたる 5,977 トンが埋め立てられている。なお、中間処理量のうち、焼却量は 29,476 トン、RDF 化は 8,235 トンである。

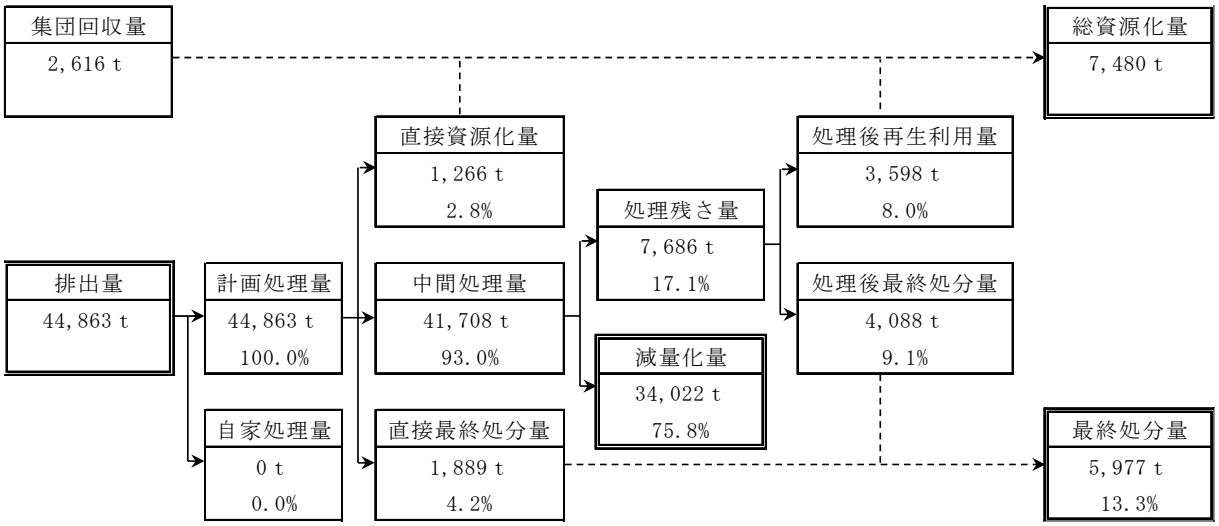


図２　一般廃棄物の処理状況フロー（平成 28 年度）

（２）生活排水の処理の現状

平成 28 年度の生活排水の処理状況およびし尿・汚泥等の排出量は次のとおりである。

生活排水処理対象人口は、全体で 156,466 人であり、水洗化人口は 139,029 人、汚水衛生処理率 88.9%となっている。

し尿発生量は 8,985kL/年、浄化槽汚泥発生量は 22,628kL/年であり、処理・処分量（＝収集・運搬量）は 31,613kL/年となっている。

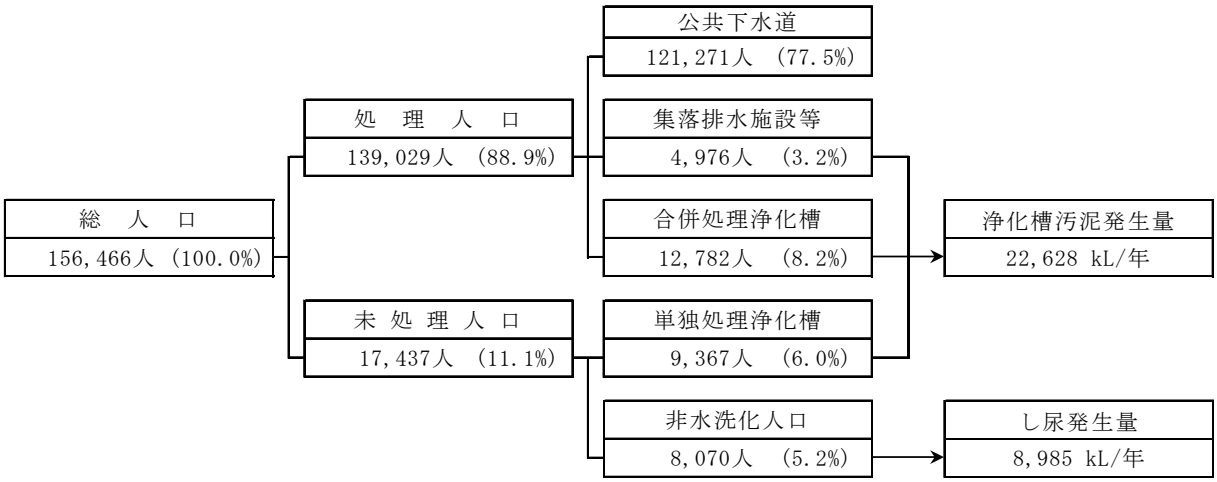


図３　生活排水の処理状況フロー（平成 28 年度）

（３）一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量を含め循環型社会の実現を目指して、減量・再生利用に関する目標量を表１に示すとおり定め、それぞれの施策を推進する。

令和７年度の一般廃棄物の排出､処理状況については､図４に示した目標量の達成を目指す。

表１　減量・再生利用に関する現状と目標

指標・単位		現状（割合※1）（平成28年度）		目標（割合※1）（令和7年度）	
排出量	事業系　総排出量	10,554 トン		9,785 トン	(-7.3%)
	1事業所当たりの排出量※2	2.09 トン/事業所		1.94 トン/事業所	(-7.2%)
	生活系　総排出量	34,309 トン		31,876 トン	(-7.1%)
	1人当たりの排出量※3	194.4 kg/人		181.8 kg/人	(-6.5%)
	合　計　事業系生活系排出量合計	44,863 トン		41,661 トン	(-7.1%)
再生利用量	直接資源化量	1,266 トン	(2.8%)	1,010 トン	(2.4%)
	総資源化量	7,480 トン	(15.8%)	9,555 トン	(21.9%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量(年間の発電電力量及び熱利用量)	－		－	
		－		－	
最終処分量	埋立最終処分量	5,977 トン	(13.3%)	5,569 トン	(13.4%)

※1　排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量＋集団回収量に対する割合
※2　（１事業所当たりの排出量）＝｛（事業系ごみの総排出量）－（事業系ごみの資源ごみ量）｝／（事業所数）
※3　（１人当たりの排出量）＝｛（生活系ごみの総排出量）－（生活系ごみの資源ごみ量）｝／（人口）
≪指標の定義≫
排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量（集団回収されたごみを除く。）〔単位：トン〕
再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和〔単位：トン〕
エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量〔単位：MWh〕及び熱利用量〔単位：GJ〕
減量化量：中間処理量と処理後の残さ量の差〔単位：トン〕
最終処分量：埋立処分された量〔単位：トン〕

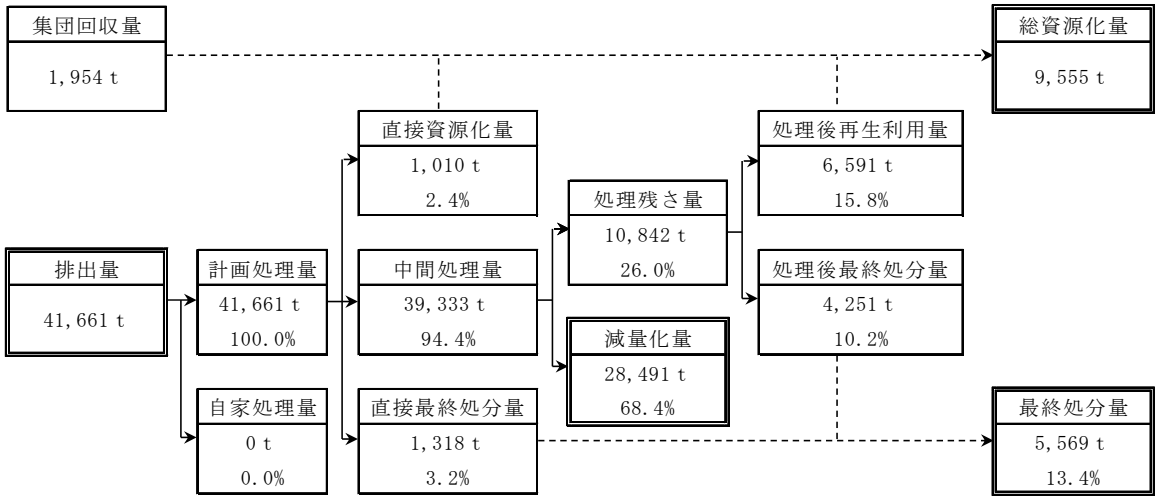


図４　目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（令和７年度）

（４）生活排水処理の目標

生活排水処理については、表２に示した目標量の達成を目指す。

表２　生活排水処理に関する現状と目標

		平成28年度実績	令和7年度目標
処理形態別人口	公共下水道	121,271 人　(77.5%)	135,664 人　(86.6%)
	集落排水施設等	4,976 人　(3.2%)	3,124 人　(2.0%)
	合併処理浄化槽等	12,782 人　(8.2%)	8,220 人　(5.3%)
	未処理人口	17,437 人　(11.1%)	9,563 人　(6.1%)
	合計	156,466 人　(100.0%)	156,571 人　(100.0%)
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	8,985 kL	4,319 kL
	浄化槽汚泥量	19,143 kL	12,017 kL
	農業集落排水汚泥量	3,485 kL	2,188 kL
	合計	31,613 kL	18,524 kL

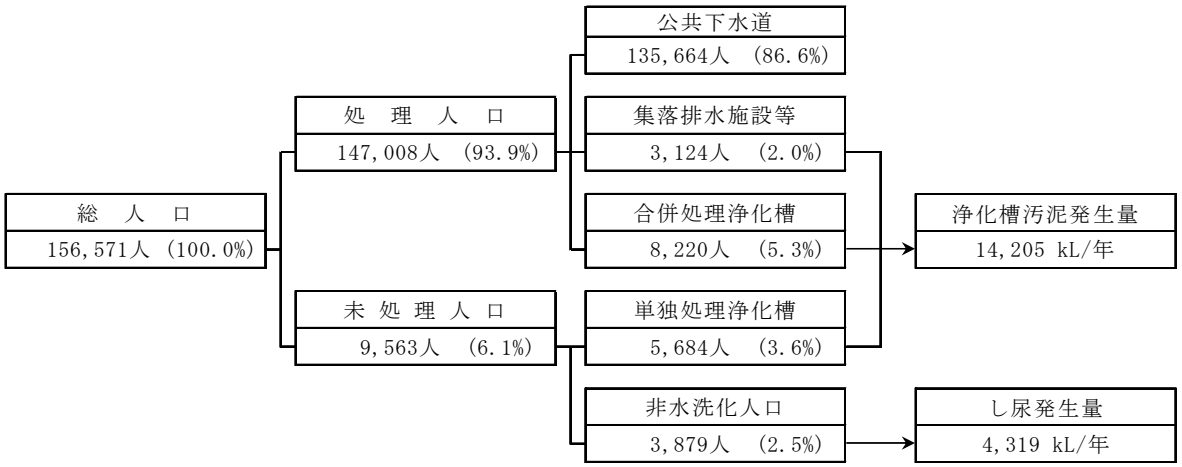


図５　目標達成時の生活排水の処理状況フロー（令和７年度）

３．施策の内容

（１）発生抑制・再使用の推進

減量目標を達成するために、以下に示す対策をもとに実情に即した対応を図っていく。

ア　ごみ処理費用の有料化

現在、事業系ごみについては、従量制により課金し、処理料金を徴収している。今後も事業系ごみの適正な処理を進めるため、電気料金、燃料費、人件費、委託料など社会的情勢の影響も踏まえたうえで、定期的な見直しを行う。

生活系ごみについては、すでに１市４町で指定ごみ袋の導入を実施している。４町では指定ごみ袋の料金に、処理費用の一部を上乗せして販売しており、ごみ処理費用の有料化を行っている。彦根市においては、指定ごみ袋の料金に処理費用は含まれていないため、今後、新ごみ処理施設の建設に合わせて、４町における有料化状況も踏まえ、排出量に応じたごみ処理費用負担の公平化、一般廃棄物の排出抑制および住民意識の改革を目的として、生活系ごみの処理費用有料化について検討していく。

イ　マイバッグ持参運動の推進

滋賀県が事務局を持つ「滋賀県買い物ごみ・食品ロス削減推進協議会」において、小売業者・業界団体・市民団体・行政機関などにより、意見交換や情報共有、取組の推進に関する検討を行い、レジ袋を始めとする買い物ごみの削減に向けた取組が進められている。１市４町においても、当協議会に加入し各関係機関と連携を図りながら、マイバッグ持参を含めた買い物ごみ削減の取組の啓発に取り組んでいく。

ウ　環境教育、普及啓発の充実

ごみ処理施設見学の開催、環境イベント等におけるブース設置、学校や自治会等への出前講座等により、ごみ減量や資源化に関する環境教育、普及啓発を実施しており、今後も地域に根ざした展開を行う。

また、広報紙やホームページ等も活用し、正しい分別方法等の情報提供を行い、ごみの減量や資源化に対する意識の向上、適正分別の推進を図る。

エ　生ごみの減量

家庭での生ごみの堆肥化などの啓発や、生ごみ処理機の導入に関する助成を行う。

また彦根市、豊郷町においては、微生物を用いて生ごみを堆肥化する簡易生ごみ処理事業を展開しており、今後も事業を継続するとともに、より多くの住民に対し周知啓発を図る。また愛荘町、甲良町、多賀町においても事業実施の検討を進める。

オ　食品ロスの削減

滋賀県が事務局を持つ「滋賀県買い物ごみ・食品ロス削減推進協議会」において、小売業者・業界団体・市民団体・行政機関などにより、食品ロスに対する課題への取り組みが進められている。1市4町においても当協議会に加入し、「三方よしフードエコ推奨店」制度（※）に協力するとともに、各団体との連携のもと食品ロス削減に取り組む。

※「三方よしフードエコ推奨店」制度

食品ロスの削減に取り組む飲食店、宿泊施設、食料品小売店を「三方よしフードエコ推奨店」として登録し、その取組を広く紹介するもの。

カ　廃食用油回収の促進

家庭から発生する廃食用油については、ＢＤＦ化による再生利用のために1市4町で拠点回収が実施されており、今後も事業を継続していく。

キ　紙ごみリサイクルの推進

燃やすごみに含まれているリサイクル可能な紙ごみについて、適切な分別や排出方法を啓発することにより、古紙（特に「雑紙」）のリサイクルを進める。

ク　集団回収の促進

彦根市、甲良町、多賀町においては、地域の各種団体による集団回収制度が実施されており、制度を継続するとともに、制度を活用する団体が増えるよう広報を図る。愛荘町・豊郷町においては、集団回収の制度が導入されていないことから、制度の実施について検討を行う。

ケ　多量排出事業者への減量指導

一定規模以上の事業者または多量に事業系一般廃棄物を排出する事業者に対して、事業系ごみの減量計画の提出を求めるとともに、ごみの減量、資源化の推進に関する指導を実施しており、今後も継続して指導を実施する。

コ　事業所への適正分別周知および減量促進

事業所に対して、適正な分別を周知するとともに、紙ごみ等リサイクルできる廃棄物の分別方法や処理方法に関する情報を提供することにより、廃棄物の適正処理を行う。

サ　生活排水対策

家庭等から排出される汚濁負荷量の削減のため、次の啓発活動の強化を図る。

- 広報活動の実施
- 廃油ポット、三角コーナーネット、ふき取り紙等の普及

- 公共下水道の整備および水洗化の促進
- 公共下水道および農業集落排水が当分の間整備される見込みのない地域に係る合併処理浄化槽の整備促進
- 単独処理浄化槽（みなし浄化槽）の合併処理浄化槽への転換指導

（２）処理体制

ア　生活系ごみの処理体制の現状と今後

分別区分および処理方法については、表３のとおりである。

現状においては、1 市 4 町の分別区分は異なっているが、今後は、令和４年３月に策定した彦根愛知犬上地域一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づき、新ごみ処理施設建設に合わせて分別区分を統一する。

可燃ごみについては、彦根市では焼却施設（彦根市清掃センター）で焼却処理し、処理残さを大阪湾広域臨海環境整備センターで埋立処分、および民間事業者に資源化処理委託している。なお、搬入された可燃ごみから草・剪定枝を選別し、民間事業者にて資源化している。愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町では、ＲＤＦ化処理施設（リバースセンター）で固形燃料化している。今後は、本組合圏域の可燃ごみは新ごみ処理施設（令和 11 年度供用開始）において焼却処理する。

不燃ごみについては、彦根市、豊郷町、甲良町、多賀町では中継基地（彦根愛知犬上広域行政組合中山投棄場）を経て民間事業者で委託処理し、愛荘町では、ガレキ類は最終処分場（愛知郡広域行政組合ガレキ類最終処分場）において処分し、ガレキ類以外は中継基地（愛知郡清掃センター）を経て民間事業者で委託処理している。今後は、本組合圏域の不燃ごみは新ごみ処理施設（令和 11 年度供用開始）において破砕選別処理する。

粗大ごみについては、彦根市では破砕選別施設（彦根市清掃センター）で処理不適物や小型電化製品等を除去した上で、破砕処理を行い、鉄等の資源化物の選別、可燃残さは焼却施設で処理、不燃残渣は中継基地を経て民間事業者で埋立処分、除去した小型電化製品等は民間事業者で委託処理している。愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町では、民間事業者で委託処理している。今後は、本組合圏域の粗大ごみは新ごみ処理施設（令和 11 年度供用開始）において破砕選別処理する。なお、彦根市・愛荘町では粗大ごみの有料戸別収集を実施しており継続を予定している。愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町では、現在、ステーション収集や拠点回収等を実施しており、継続について今後検討を行う。

資源ごみについては、彦根市では資源化施設（彦根市清掃センター）で一時保管・処理等を行い、資源化している。愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町では、民間事業者で委託処理している。今後は、本組合圏域の資源ごみは新ごみ処理施設（令和 11 年度供用開始）において一時保管・処理等を行うが、処理対象品目については今後検討することとしている。

イ　事業系ごみの処理体制の現状と今後

現在、事業系ごみの分別区分および処理については、彦根市では可燃ごみと粗大ごみ(木製のみ)とし、彦根市清掃センターで受入・処理している。愛荘町では可燃ごみ、不燃ごみ・粗大ごみ、ガレキ類とし、可燃ごみはリバースセンターで受入・処理、不燃ごみ・粗大ごみ、ガレキ類は愛知郡清掃センターで受入・一時保管している。豊郷町・甲良町・多賀町では可燃ごみのみとし、リバースセンターで受入・処理している。

収集・搬入方法については、１市４町とも事業者が直接施設へ搬入するか、許可業者が収集して施設へ搬入している。なお彦根市、愛荘町では、「可燃物・燃やすごみ」の搬入には専用袋・指定袋が必要である。また、彦根市では特別収集証紙を張り付けたうえで、集積所に排出する方法もある。

彦根市は湖東地域の中心地として事業所や大規模店舗も多く、ごみ量全体に対する割合が多い。彦根市清掃センターでは、搬入時の展開検査を実施することにより、事業系ごみが大きく減少している。

今後も排出事業者には、適切な分別を周知、紙ごみ等リサイクルできる廃棄物の分別方法や処理方法を提供するとともに、事業所や店舗が多い彦根市を中心にごみ減量や適正分別、リサイクルの推進を指導することにより事業系ごみの減量を図っていく。

ウ　生活排水処理の現状と今後

生活排水の処理については、引き続き、公共下水道および農業集落排水が当分の間整備される見込みのない地域で合併処理浄化槽の整備を進める。

し尿および浄化槽汚泥については、現在、し尿処理施設において処理し、生じた汚泥は、彦根市においては一部肥料化し、残りは焼却処理している。他の４町の汚泥については、焼却処理している。

エ　今後の処理体制の要点

◇可燃・不燃・粗大ごみとして処理されている廃棄物については、分別収集を徹底するなど、ごみ減量に努めたうえで、リサイクルに努める。
◇焼却処理される廃棄物については、新ごみ処理施設（令和 11 年度供用開始）においてエネルギー回収（発電、熱利用等）を行う。
◇事業用大規模建築物の所有者等および多量排出事業者に対して減量に対する指導を行い、事業系ごみの発生を抑制する。
◇公共下水道および農業集落排水が当分の間整備される見込みのない地域で合併処理浄化槽の整備を進める。

表３　本組合圏域の生活系ごみの分別区分と処理方法の現状

現状（平成２８年度）																				
彦根市					愛荘町				豊郷町				甲良町				多賀町			
分別区分		処理方法	処理施設	処理実績（トン）	分別区分	処理方法	処理施設	処理実績（トン）	分別区分	処理方法	処理施設	処理実績（トン）	分別区分	処理方法	処理施設	処理実績（トン）	分別区分	処理方法	処理施設	処理実績（トン）
燃やすごみ		焼却	彦根市清掃センター	19,717	燃やすごみ	ＲＤＦ	リバースセンター	3,018	燃やすごみ	ＲＤＦ	リバースセンター	1,030	燃やせるごみ	ＲＤＦ	リバースセンター	1,068	燃やすごみ	ＲＤＦ	リバースセンター	1,032
埋立ごみ		埋立	委託	1,290	燃えないごみ	選別一部埋立	委託および愛知郡広域行政組合	163	燃えないごみ	埋立	委託	198	燃えないごみ	埋立	委託	160	燃えないごみ	埋立	委託	142
粗大ごみ		破砕選別	彦根市清掃センター	1,208	粗大ごみ	破砕選別	委託	402	粗大ごみ	破砕選別	委託	584	粗大ごみ	破砕選別	委託	189	粗大ごみ	破砕選別	委託	106
資源ごみ	缶・金属類	資源化	彦根市清掃センター	265	金属類	資源化	委託	49	カン類	資源化	委託	13	カン類資源	資源化	委託	33	缶類	資源化	委託	77
	びん類	資源化	彦根市清掃センター	911	びん類	資源化	委託	84	びん類	資源化	委託	41	びん類資源	資源化	委託	37	びん類	資源化	委託	31
	ペットボトル	資源化	彦根市清掃センター	244	ペットボトル	資源化	委託	37	ペットボトル	資源化	委託	91	ペットボトル	資源化	委託	41	ペットボトル	資源化	委託	37
	容器包装プラスチック（白色トレイ含む）	資源化	委託	1,080	白色トレイ	資源化	委託	0	白色トレイ	資源化	委託	4	白色トレイ	資源化	委託	1	白色トレイ	資源化	委託	1
	古紙	資源化	（売却）	509	古紙	資源化	（売却）	55	古紙（紙パック含む）	資源化	（売却）	37	－	－	－	－	－	－	－	－
	衣類	資源化	（売却）		衣類	資源化	（売却）	20	古着	資源化	（売却）	7	衣類	資源化	（売却）	13	－	－	－	－
	乾電池	資源化	委託	151	乾電池	資源化	委託	20	乾電池	資源化	委託	8	乾電池	資源化	委託	1	乾電池	資源化	委託	2
	使用済蛍光管	資源化	委託		廃蛍光管（ガラス類）	資源化	委託		使用済み蛍光灯	資源化	委託		使用済み蛍光灯	資源化	委託		使用済み蛍光管	資源化	委託	
	小型家電	資源化	委託		使用済み小型家電	資源化	（売却）		使用済み小型家電	資源化	（売却）		使用済み小型家電	資源化	（売却）		使用済み小型家電	資源化	（売却）	
	廃食用油	資源化	委託	11	廃食用油	資源化	（売却）	1	廃食油	資源化	（売却）	1	廃食油	資源化	（売却）	0	廃食油	資源化	委託	2
	－	－	－	－	紙パック（古紙に含む）	資源化	委託	1	－	－	－	－	－	－	－	－	紙パック	資源化	（売却）	1
－		－	－	－	その他	資源化	委託	85	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
集団回収	新聞	資源化	（売却）	1,019	－	－	－	－	－	－	－	－	新聞	資源化	（売却）		新聞	資源化	（売却）	
	雑誌	資源化	（売却）	638	－	－	－	－	－	－	－	－	雑誌	資源化	（売却）	114	雑誌	資源化	（売却）	260
	段ボール	資源化	（売却）	516	－	－	－	－	－	－	－	－	段ボール	資源化	（売却）		段ボール	資源化	（売却）	
	紙パック	資源化	（売却）	7	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	繊維類	資源化	（売却）	30	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	衣類	資源化	（売却）	32

（３）処理施設の整備

ア　廃棄物処理施設

前記（２）の分別区分および処理体制で処理を行うため、表４のとおり、必要な処理施設の整備を行う。

表４　整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間	国土強靭化
1	マテリアルリサイクル推進施設	リサイクル施設整備事業	31t/日	彦根市清崎町（西清崎）	R5～R6 ※全体事業期間（R5～R11）	－
2	エネルギー回収型廃棄物処理施設	熱回収施設整備事業	139t/日	彦根市清崎町（西清崎）	R5～R6 ※全体事業期間（R5～R11）	－

（整備理由）

事業番号１　既存施設の老朽化への対処、不燃ごみ、粗大ごみの破砕・選別および資源化の促進
事業番号２　既存施設の老朽化への対処、熱エネルギーの回収、有効利用の促進

※いずれも令和５年度は用地取得を行う。

イ　合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については、表５のとおり行う。

表５　合併処理浄化槽への移行計画

事業番号	事　　業	設置予定地	直近の整備済基数(基)（平成28年度）	整備計画基　数	整備計画人　口	事業期間	国土強靭化
3	浄化槽設置整備事業	彦根市	1,429	185	1,142	H30～R6	－
		愛荘町	473	14	70	R2～R6	－
		多賀町	105	24	144	H30～R6	－
		甲良町	189	1	6	R5～R5	－
		合　計	2,196	224	1,362		

（４）施設整備に関する計画支援事業

（３）の処理施設の整備に先立ち、表６のとおり計画支援事業を行う。

表６　実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
1,2	処理施設整備事業（事業番号1,2）に係る 施設整備基本計画	施設整備基本計画	H30 ※全体事業期間 H29～H30
1,2	処理施設整備事業（事業番号1,2）に係る PFI導入可能性調査	PFI導入可能性調査	H30
1,2	処理施設整備事業（事業番号1,2）に係る 地質調査	地質調査	R1
1,2	処理施設整備事業（事業番号1,2）に係る 測量	測量	R1～R2
1,2	処理施設整備事業（事業番号1,2）に係る 土壌汚染状況調査	土壌汚染対策	R1
1,2	処理施設整備事業（事業番号1,2）に係る 環境影響評価	環境影響評価	R1～R5
1,2	処理施設整備事業（事業番号1,2）に係る 施設整備基本設計	施設整備基本設計	R1～R3
1,2	処理施設整備事業（事業番号1,2）に係る 造成工事実施設計	造成工事実施設計	R3～R4
1,2	処理施設整備事業（事業番号1,2）に係る 事業者選定	事業者選定	R4～R6

（５）その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施する。

ア　不法投棄対策

不法投棄防止巡回パトロールの実施や、ごみの適正処理について、住民および事業者に啓発を行うとともに､警察機関や地域住民と連携を図って不法投棄の監視体制を強化する。

イ　災害時の廃棄物処理に関する事項

災害時に発生する廃棄物の広域的処理体制の確保を図るため、周辺自治体との連携体制を構築するとともに、国から示された「災害廃棄物対策指針」を参考に、各市町において「災害廃棄物処理計画」を策定し、万一災害が発生した場合の迅速かつ適正な災害時の廃棄物処理を目指す。(災害廃棄物処理計画は、彦根市は平成30年度に策定済、甲良町は令和元年度に策定済み、愛荘町・多賀町は令和３年度に策定済み、豊郷町は未策定。）また、日頃から災害時における被害状況の情報収集とその連絡体制および責任分担等について、滋賀県内の市町および一部事務組合において充分な協議を進める。

ウ　特定家庭用機器・使用済み小型家電のリサイクルに関する普及啓発

特定家庭用機器のリサイクルについては、家電リサイクル法及び小型家電リサイクル法に基づく、適切な回収、再商品化がなされるよう、関連団体や小売店などと協力して、普及啓発を行う。

４．計画のフォローアップと事後評価

（１）計画のフォローアップ

本組合圏域は、毎年計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、国および滋賀県と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

（２）事後評価および計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

循環型社会形成推進地域計画の添付書類一覧

◎　循環型社会形成推進地域計画

（別添１）現状と目標のトレンドグラフ（ごみ）

（別添２）指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ（ごみ）

（別添３）現状と目標のトレンドグラフ（生活排水）

（別添４）地域内の施設の現況と予定（位置図）

（別添５）地域内の浄化槽の現状及び予定が分かる地域図

（別添６）ハザードマップ

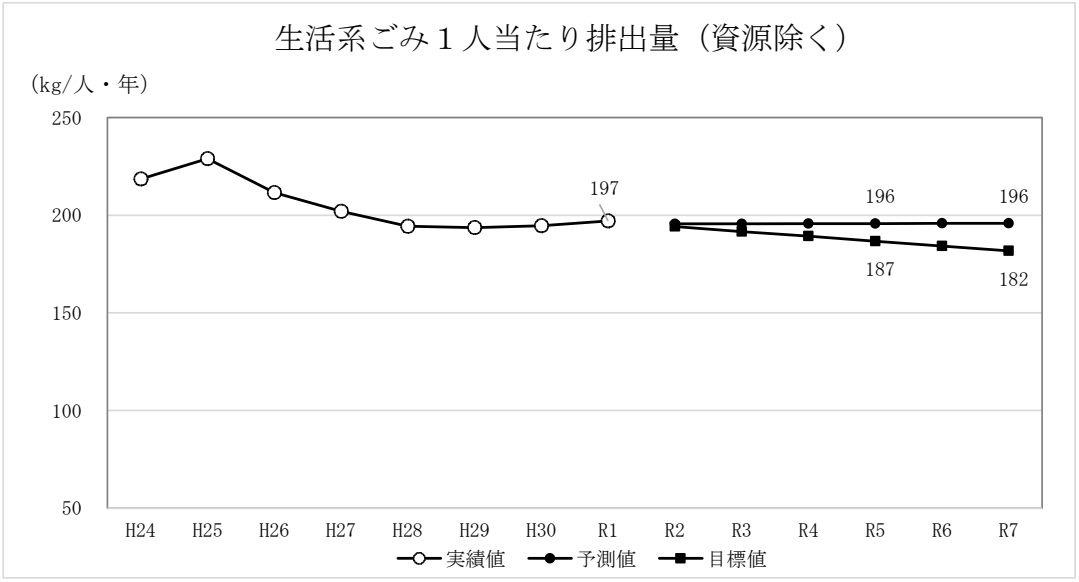
○様式１　循環型社会形成推進交付金等事業実施計画統括表１

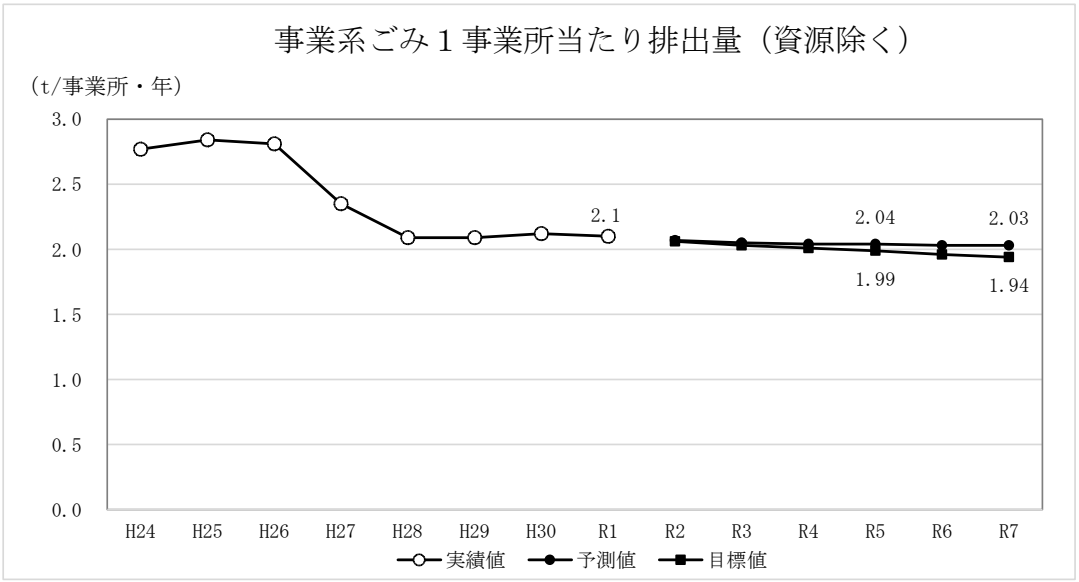
○様式２　循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表２

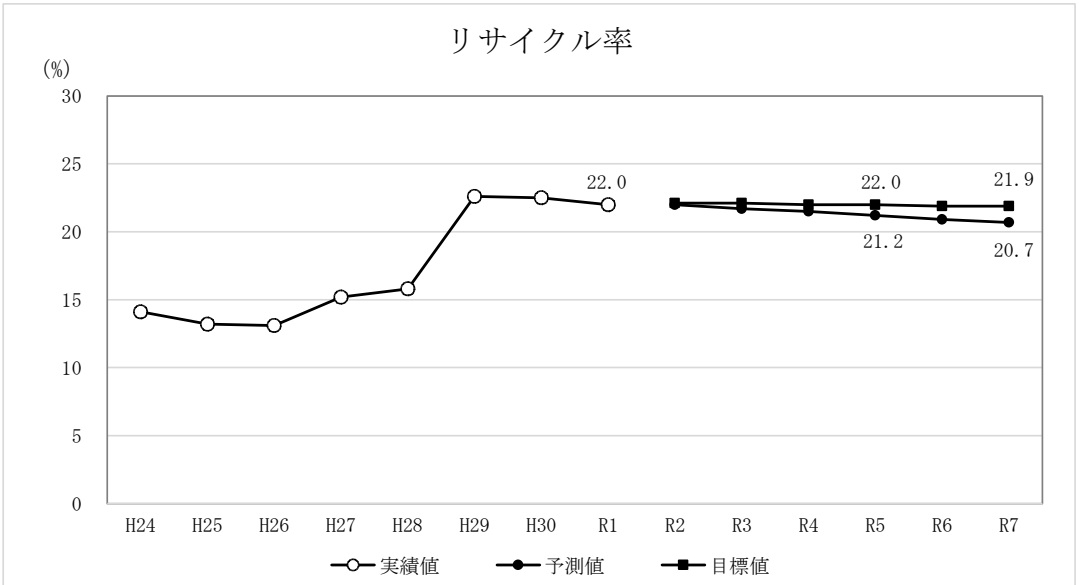
◇　その他参考資料として以下のものを添付。

	対象とする施設整備・事業
○参考資料様式１ 施設概要(マテリアリサイクル施設系)	リサイクル施設整備事業
○参考資料様式２ 施設概要（エネルギー回収施設系）	熱回収施設整備事業
○参考資料様式７ 施設概要（浄化槽系）	浄化槽設置整備事業
○参考資料様式８ 計画支援概要	処理施設整備事業（事業番号1,2）に係る計画支援事業 • 施設整備基本計画 • PFI 導入可能性調査 • 地質調査 • 測量 • 土壌汚染状況調査 • 環境影響評価 • 施設整備基本設計 • 造成工事実施設計 • 事業者選定

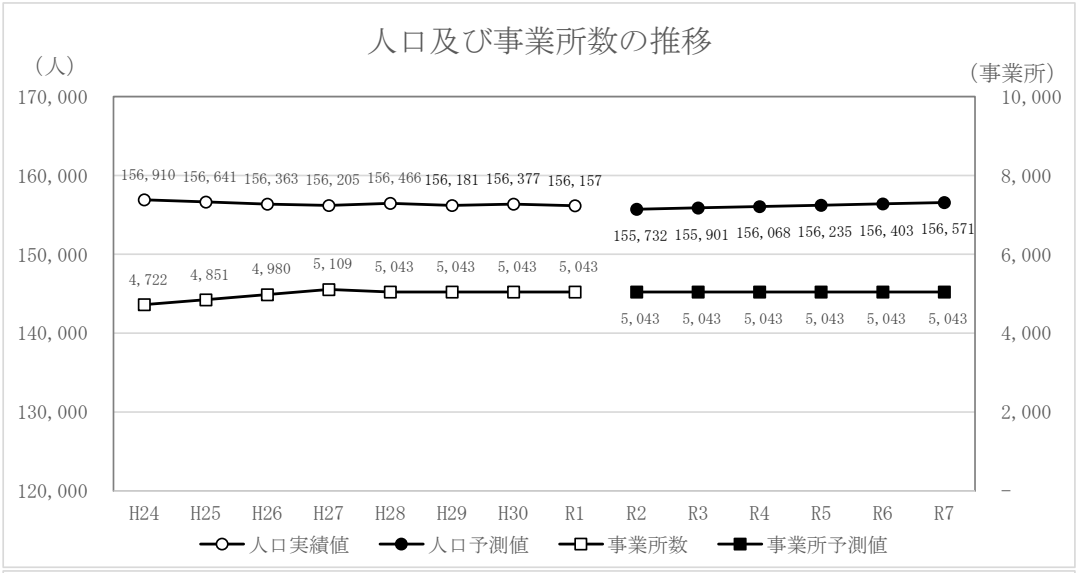
別添１　現状と目標のトレンドグラフ（ごみ）

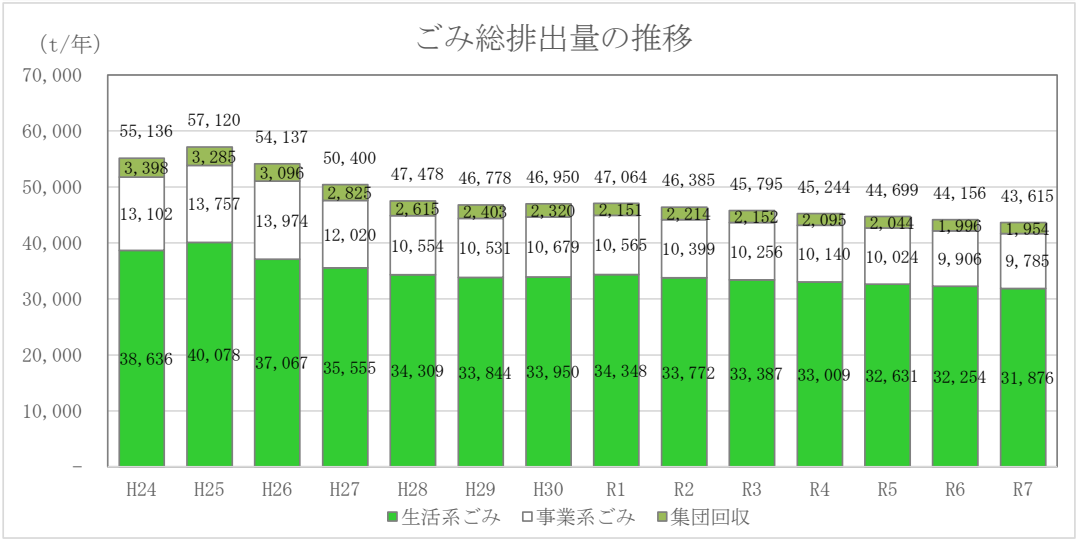


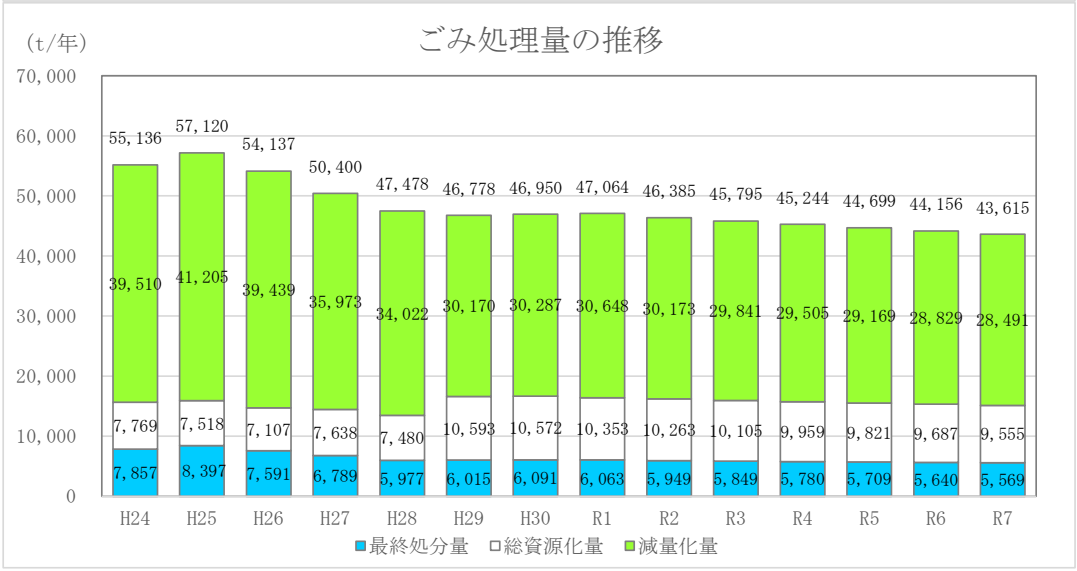




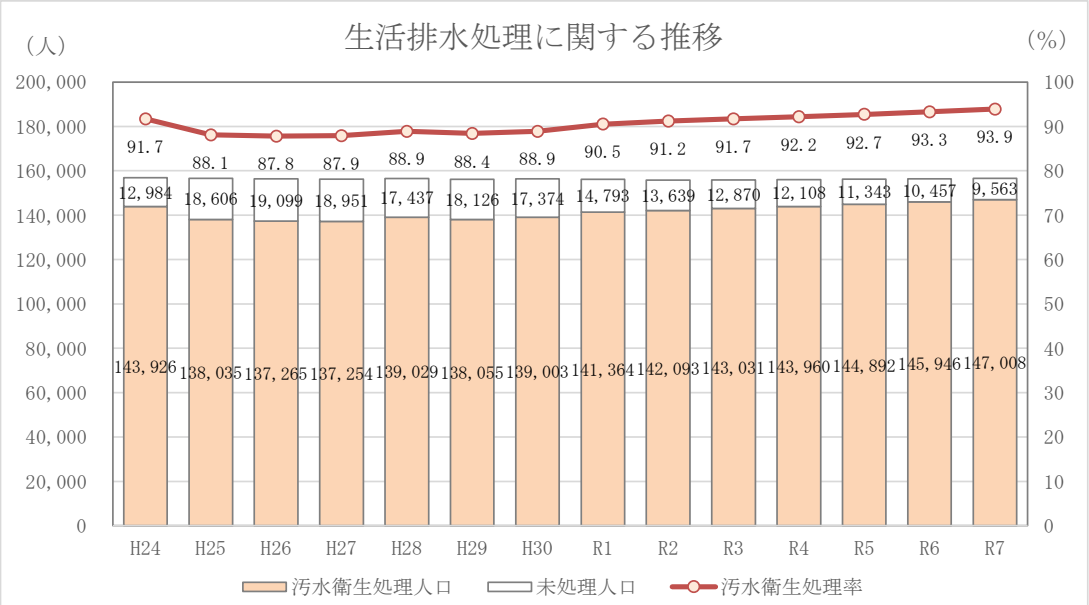
別添２　指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ（ごみ）



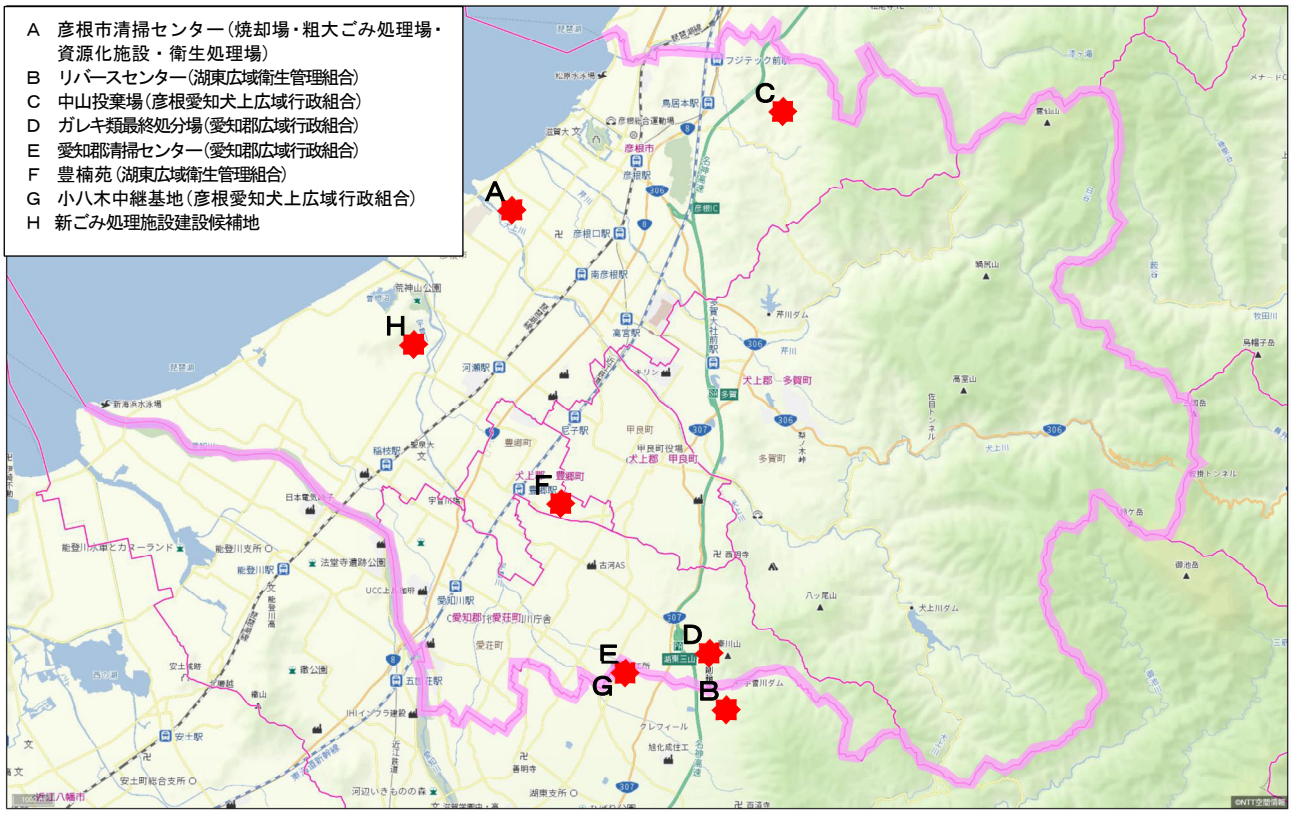




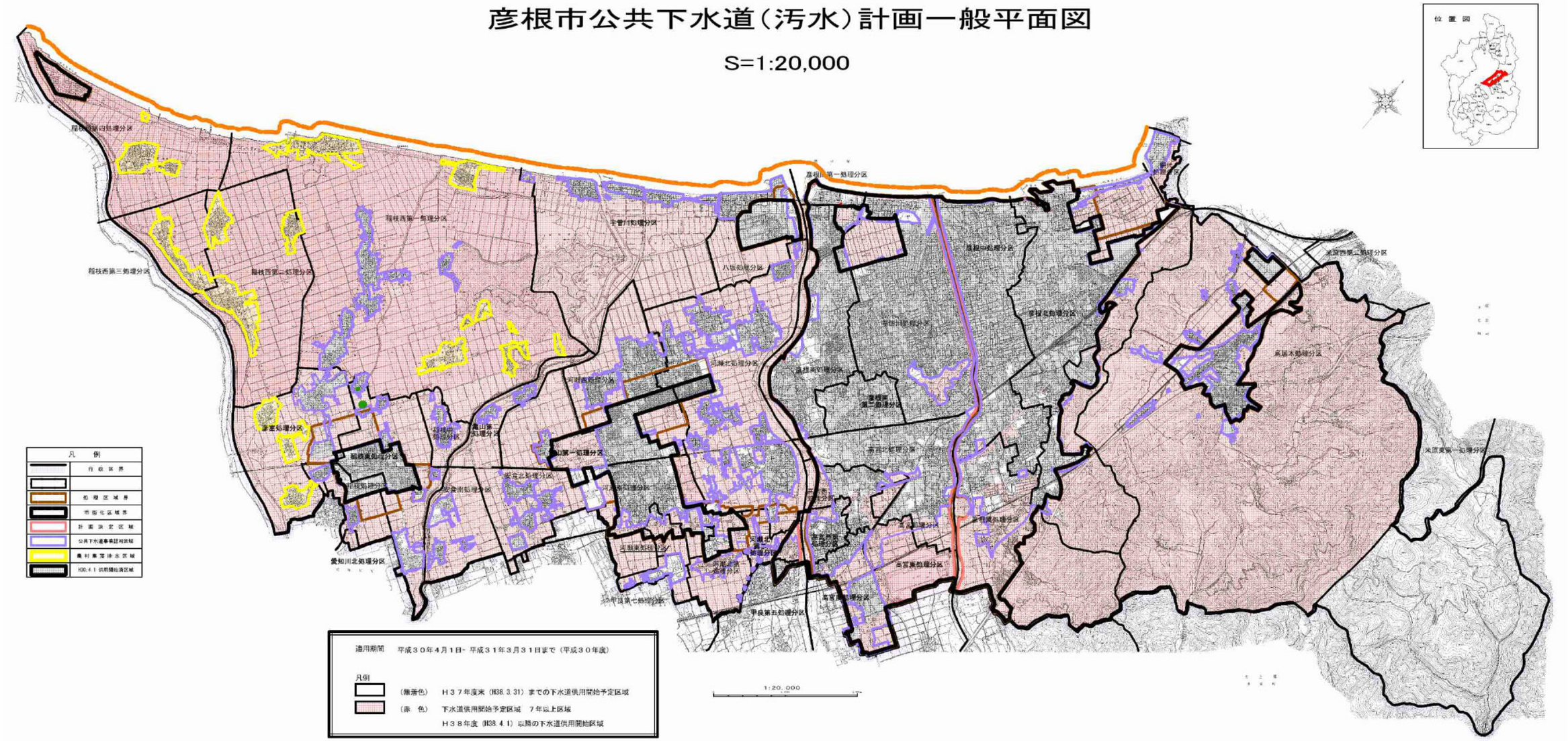
別添３　現状と目標のトレンドグラフ（生活排水）



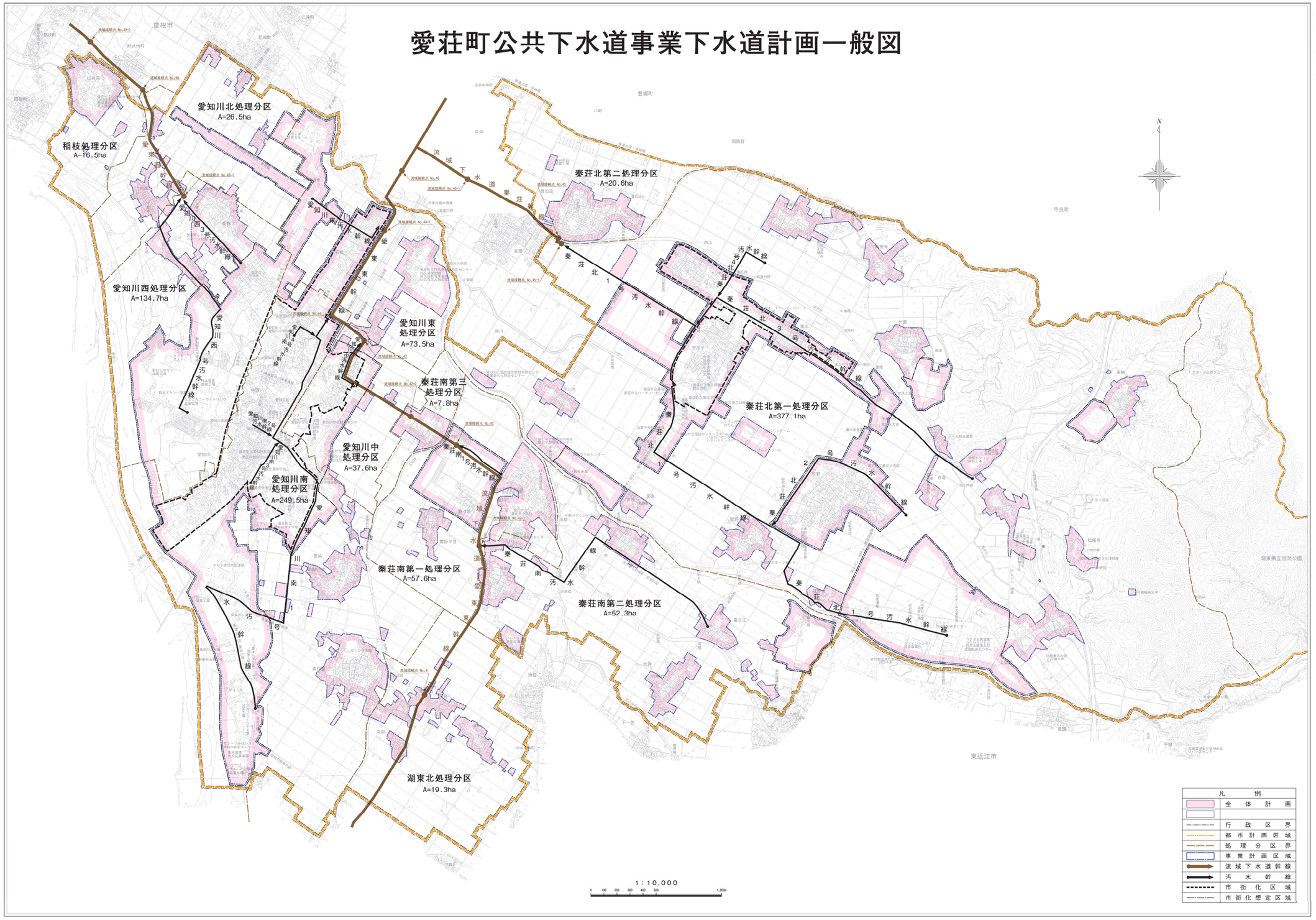
別添４　地域内の施設の現況と予定（位置図）



別添５　地域内の浄化槽の現状及び予定が分かる地域図（彦根市）



別添５　地域内の浄化槽の現状及び予定が分かる地域図（愛荘町）



別添５　地域内の浄化槽の現状及び予定が分かる地域図（豊郷町）

豊郷町流域関連公共下水道事業計画（汚水）

全体計画　A=368.7ha
事業計画　A=368.7ha

滋賀県犬上郡

豊　郷　町　全　図

安食北処理分区
全体計画　A=11.6ha
事業計画　A=11.6ha

豊郷北処理分区
全体計画　A=151.2ha
事業計画　A=151.2ha

豊郷西処理分区
全体計画　A=60.6ha
事業計画　A=60.6ha

豊郷中処理分区
全体計画　A=35.5ha
事業計画　A=35.5ha

豊郷南処理分区
全体計画　A=23.7ha
事業計画　A=23.7ha

豊郷東処理分区
全体計画　A=85.6ha
事業計画　A=85.6ha

甲良第一処理分区
全体計画　A=0.5ha
事業計画　A=0.5ha

彦根第二幹線
豊郷北２号汚水幹線
豊郷西汚水幹線
豊郷中汚水幹線
豊郷南汚水幹線
豊郷東汚水幹線
接続点NO.47
接続点NO.47-1
接続点NO.47-2
接続点NO.46
接続点NO.46-1

彦根市　甲良町　愛荘町　豊郷町役場

滋賀県略図

1:10,000

凡例

――――	行政区域
- - - -	市街化区域
―・―	市街化想定区域
―・―	市街化調整区域
――――	処理分区界
――→	流域下水道幹線
――→	公共下水道幹線
● NO.49-2	接続点及び番号
■	事業計画区域

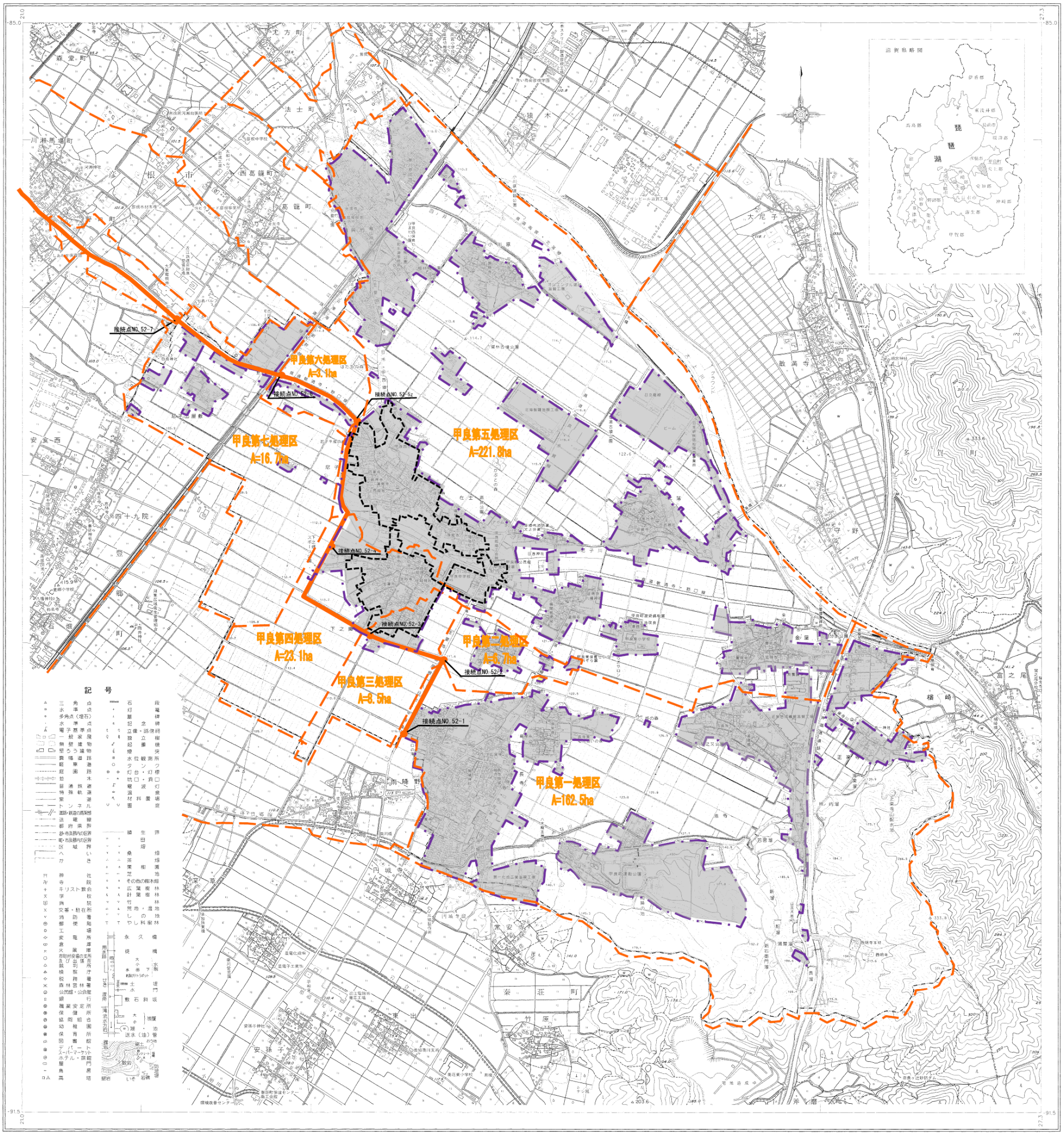
本図は、平成２年２月作成の１：２５００を縮小編集したものである。
本図は、平成１１年１月作成の１：２５００を縮小編集したものである。
本図は、平成２０年３月作成の１：２５００を縮小編集したものである。

株式会社パスコ調整

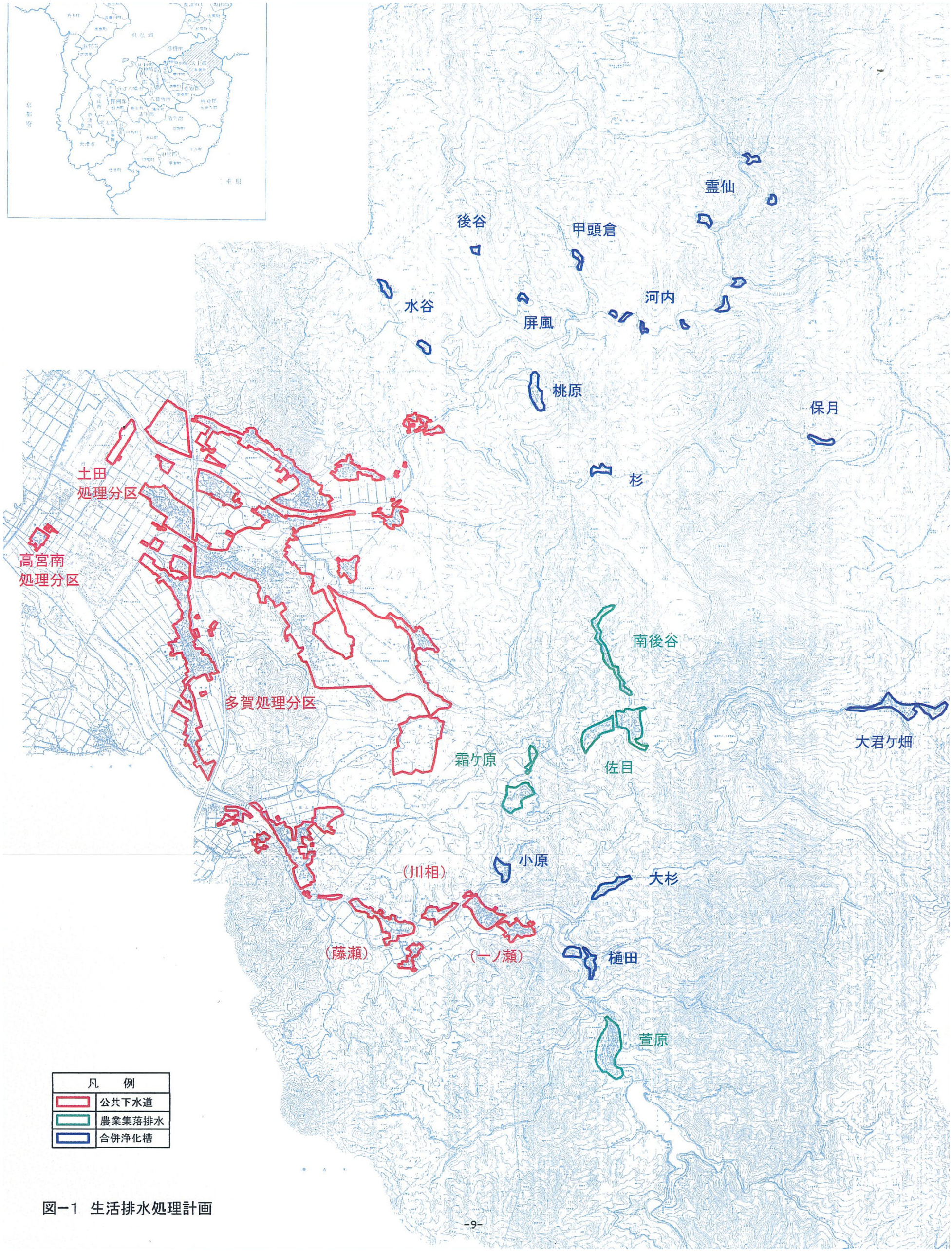
豊郷町

事業名	豊郷町流域関連公共下水道事業計画			図面番号	１－１
図面名称	一　般　平　面　図　（汚　水）			縮尺	1/10,000
	豊　郷　町	日本水工設計株式会社		調整	
承認		設計		平成２９年度	

別添５　地域内の浄化槽の現状及び予定が分かる地域図（甲良町）



別添５　地域内の浄化槽の現状及び予定が分かる地域図（多賀町）



図－1　生活排水処理計画

彦根市
水害ハザードマップ（統合版）

おおむね 100 年に 1 回の猛烈な雨

彦根市水害ハザードマップ（統合版）について

この彦根市水害ハザードマップ（統合版）は、滋賀県が公表した「浸水想定区域図（芹川、犬上川、宇曽川、愛知川）」、および「地先の安全度マップ」をもとに、浸水想定区域図周辺の防災に関する情報を彦根市がまとめたものです。

本マップは、下記の異なる２つのシミュレーション結果を重ね合せて、おおむね100年に１回の猛烈な雨を想定した浸水想定区域と浸水深が最大となるケースを抽出して表現したものです。

①浸水想定区域図（芹川、犬上川、宇曽川、愛知川）

河川毎に設定したおおむね100年に１回起こりうる大雨によって、芹川、犬上川、宇曽川、愛知川の水位が上昇し、はん濫した場合に想定される浸水区域。（外水はん濫のみを対象）

②地先の安全度マップ

滋賀県全域を同一で設定したおおむね100年に１回起こりうる大雨によって、滋賀県内の指定河川のはん濫だけでなく、琵琶湖の水位上昇（＋0.4m）、普通河川や小規模な一級河川、農業用排水路、下水道雨水排水路などの身近な水路のはん濫も同時に考慮した場合に想定される最大浸水深図。（地面の高さのほか、鉄道の路線や国道などの盛土構造物によって集水される解析方法になっています。）

作成 平成29年3月　発行 平成29年7月　彦根市

ハザードマップの活用方法

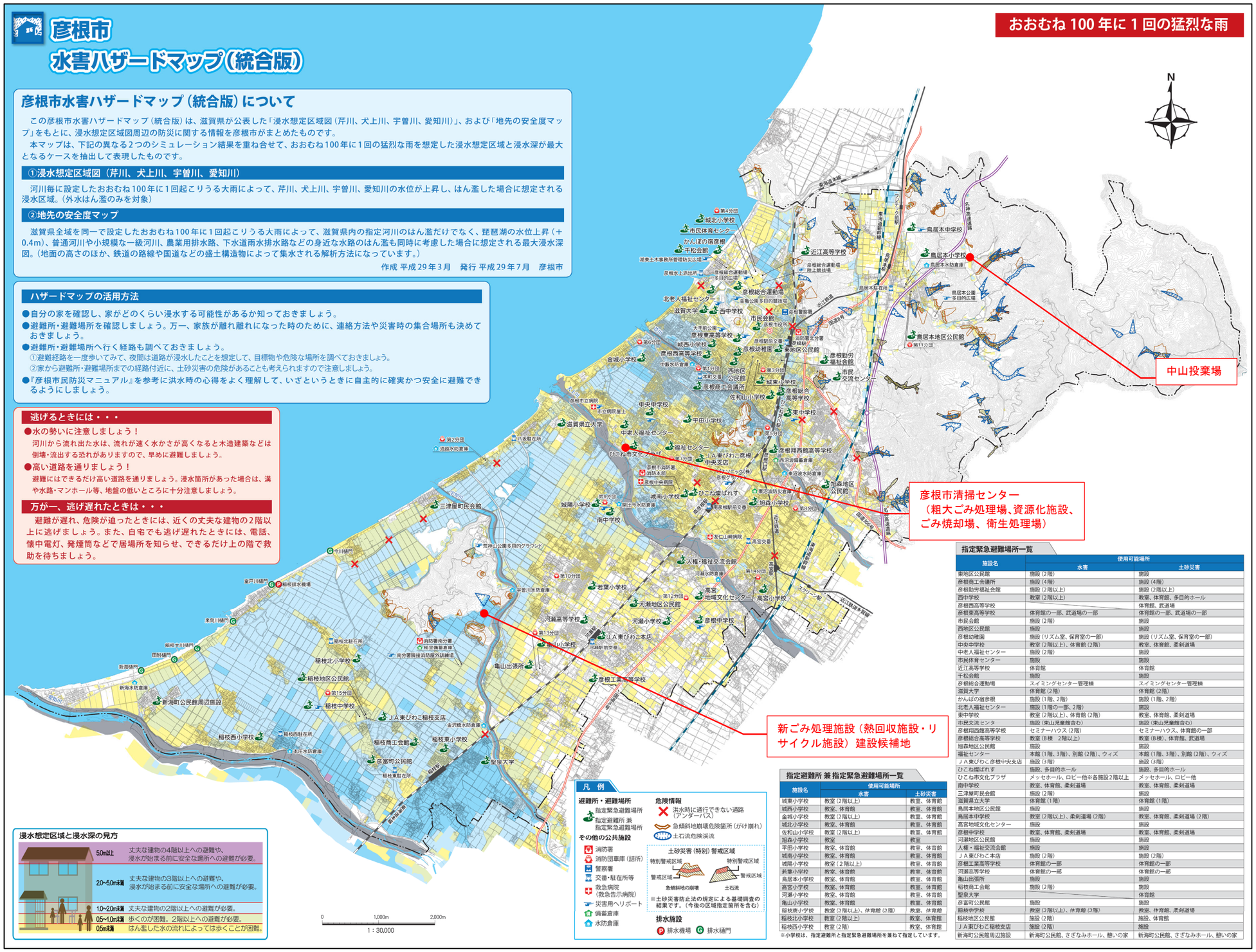
- ●自分の家を確認し、家がどのくらい浸水する可能性があるか知っておきましょう。
- ●避難所・避難場所を確認しましょう。万一、家族が離れ離れになった時のために、連絡方法や災害時の集合場所も決めておきましょう。
- ●避難所・避難場所へ行く経路も調べておきましょう。
  - ①避難経路を一度歩いてみて、夜間は道路が浸水したことを想定して、目標物や危険な場所を調べておきましょう。
  - ②家から避難所・避難場所までの経路付近に、土砂災害の危険があることも考えられますので注意しましょう。
- ●『彦根市民防災マニュアル』を参考に洪水時の心得をよく理解して、いざというときに自主的に確実かつ安全に避難できるようにしましょう。

逃げるときには・・・

- ●水の勢いに注意しましょう！
  河川から流れ出た水は、流れが速く水かさが高くなると木造建築などは倒壊・流出する恐れがありますので、早めに避難しましょう。
- ●高い道路を通りましょう！
  避難にはできるだけ高い道路を通りましょう。浸水箇所があった場合は、溝や水路・マンホール等、地盤の低いところに十分注意しましょう。

万が一、逃げ遅れたときは・・・

避難が遅れ、危険が迫ったときには、近くの丈夫な建物の２階以上に逃げましょう。また、自宅でも逃げ遅れたときには、電話、懐中電灯、発煙筒などで居場所を知らせ、できるだけ上の階で救助を待ちましょう。



指定緊急避難場所一覧

施設名	使用可能場所	
	水害	土砂災害
東地区公民館	施設（2階）	施設
彦根商工会議所	施設（4階）	施設（4階）
彦根勤労福祉会館	施設（2階以上）	施設（2階以上）
西中学校	教室（2階以上）	教室、体育館、多目的ホール
彦根西高等学校		体育館、武道場
彦根東高等学校	体育館の一部、武道場の一部	体育館の一部、武道場の一部
市民会館	施設（2階）	施設
西地区公民館	施設	施設
彦根幼稚園	施設（リズム室、保育室の一部）	施設（リズム室、保育室の一部）
中央中学校	教室（2階以上）、体育館（2階）	教室、体育館、柔剣道場
中老人福祉センター	施設（2階）	施設
市民体育センター	施設	施設
近江高等学校	体育館	体育館
千松会館	施設	施設
彦根総合運動場	スイミングセンター管理棟	スイミングセンター管理棟
滋賀大学	体育館（2階）	体育館（2階）
かんぽの宿彦根	施設（1階、2階）	施設（1階、2階）
北老人福祉センター	施設（1階の一部、2階）	施設
東中学校	教室（2階以上）、体育館（2階）	教室、体育館、柔剣道場
市民交流センタ	施設（東山児童館含む）	施設（東山児童館含む）
彦根翔西館高等学校	セミナーハウス（2階）	セミナーハウス、体育館の一部
彦根総合高等学校	教室（B棟　2階以上）	教室（B棟）、体育館、武道場
旭森地区公民館	施設	施設
福祉センター	本館（1階、3階）、別館（2階）、ウィズ	本館（1階、3階）、別館（2階）、ウィズ
ＪＡ東びわこ彦根中央支店	施設（3階）	施設（3階）
ひこね燦ぱれす	施設、多目的ホール	施設、多目的ホール
ひこね市文化プラザ	メッセホール、ロビー他※各施設2階以上	メッセホール、ロビー他
南中学校	教室、体育館、柔剣道場	教室、体育館、柔剣道場
三津屋町民会館	施設（2階）	施設
滋賀県立大学	体育館（1階）	体育館（1階）
鳥居本地区公民館	施設	施設
鳥居本中学校	教室（2階以上）、柔剣道場（2階）	教室、体育館、柔剣道場（2階）
高宮地域文化センター	施設	施設
彦根中学校	教室、体育館、柔剣道場	教室、体育館、柔剣道場
河瀬地区公民館	施設	施設
人権・福祉交流会館	施設	施設
ＪＡ東びわこ本店	施設（2階）	施設（2階）
彦根工業高等学校	教室（2階以上）	教室、体育館
河瀬高等学校	体育館の一部	体育館の一部
亀山出張所	施設	施設
稲枝商工会館	施設（2階）	施設
聖泉大学		体育館
彦富町公民館	施設	施設
稲枝東小学校	教室（2階以上）、体育館（2階）	教室、体育館、柔剣道場
稲枝地区公民館	施設（2階）	施設（2階）
ＪＡ東びわこ稲枝支店	施設（2階）	施設
新海町公民館周辺施設	新海町公民館、さざなみホール、憩いの家	新海町公民館、さざなみホール、憩いの家

指定避難所 兼 指定緊急避難場所一覧

施設名	使用可能場所	
	水害	土砂災害
城東小学校	教室（2階以上）	教室、体育館
城西小学校	教室、体育館	教室、体育館
金城小学校	教室（2階以上）	教室、体育館
城北小学校	教室、体育館	教室、体育館
佐和山小学校	教室（2階以上）	教室、体育館
旭森小学校	教室	教室
平田小学校	教室、体育館	教室、体育館
城南小学校	教室、体育館	教室、体育館
城陽小学校	教室（2階以上）	教室、体育館
若葉小学校	教室、体育館	教室、体育館
鳥居本小学校	教室、体育館	教室、体育館
高宮小学校	教室、体育館	教室、体育館
河瀬小学校	教室、体育館	教室、体育館
亀山小学校	教室、体育館	教室、体育館
稲枝東小学校	教室（2階以上）、体育館（2階）	教室、体育館
稲枝北小学校	教室（2階以上）	教室、体育館
稲枝西小学校	教室（2階）	教室、体育館

※小学校は、指定避難所と指定緊急避難場所を兼ねて指定しています。

洪水・土砂災害ハザードマップ 索引図

このマップについて

●「洪水・土砂災害ハザードマップ」は、水路の排水能力を超える大雨が降った場合に発生する浸水状況（1 内水はん濫による浸水想定区域図）、淀川水系愛知川及び宇曽川の堤防が決壊した場合や、堤防から水が溢れた場合に起こりうる最悪の場合の浸水状況（2 外水はん濫による浸水想定区域図）を示しています。

●内水はん濫は、概ね200年に１回程度起こり得る大雨により、普通河川、雨水幹線や農業排水路の排水能力を超過した場合に発生する浸水の状況をシミュレーションにより求めたものです。

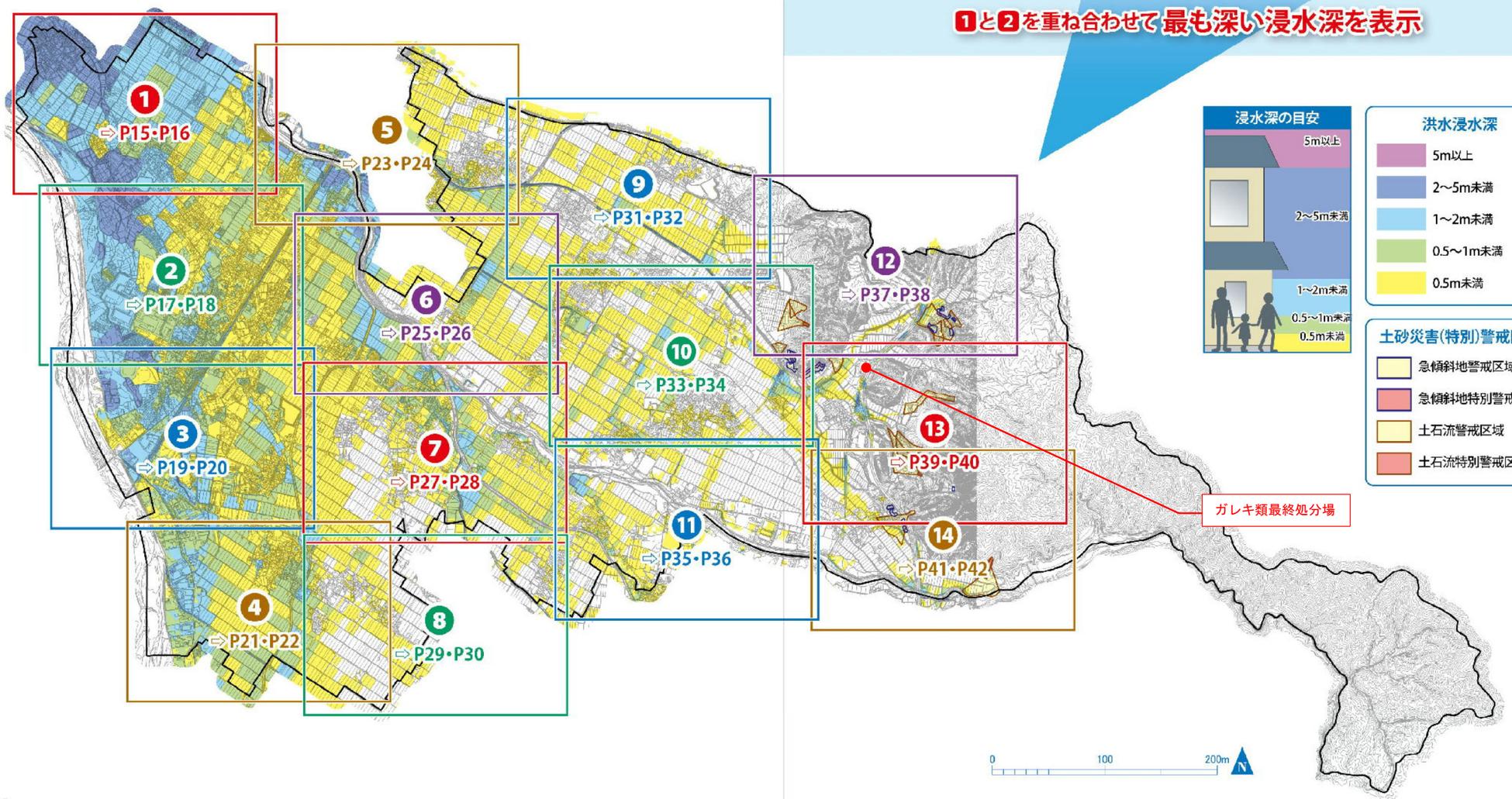
●外水はん濫は、概ね100年に１回程度起こり得る大雨により、愛知川及び宇曽川がはん濫した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより求めたものです。

●「洪水・土砂災害ハザードマップ」の浸水想定区域は、1と2を重ねあわせたものです。

●ここに示した浸水想定区域外においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。



1と2を重ね合わせて 最も深い浸水深を表示



洪水浸水深
- 5m以上
- 2～5m未満
- 1～2m未満
- 0.5～1m未満
- 0.5m未満

土砂災害(特別)警戒区域
- 急傾斜地警戒区域
- 急傾斜地特別警戒区域
- 土石流警戒区域
- 土石流特別警戒区域

13

14

もし、宇曽川がはん濫したら

この地図は100年に1度の大雨により、宇曽川が氾濫した場合の浸水想定区域（地図上で黄～青で色塗りされた範囲）を示すとともに、避難場所を記載したものです。
特に色塗りされた地域にお住いの方は、この地図を参考に、お住まいの地域の水害リスクを確認し、「いつ」、「どこへ」、「どのようにして」避難することがよいのかなどをあらかじめお考えください。

【避難場所一覧】

自治会名	一時避難場所 施設名称	一時避難場所 連絡先	広域避難場所 施設名称	広域避難場所 連絡先
石畑	那須公民館	35-4851	豊郷小学校	35-2010
安食西	安食西公民館	35-4853	豊郷小学校	35-2010
安食南	瓜生津の館	35-3019	豊郷小学校	35-2010
安食南	やりこの館	35-3016	豊郷小学校	35-2010
三ツ池	三ツ池教育集会所	35-4046	豊郷小学校	35-2010
吉田	吉田公民館	35-4860	日栄小学校	35-2071
日栄	日栄草の根集会所	35-5285	日栄小学校	35-2071
大町	大町教育集会所	35-3402	豊日中学校	35-2004
高野瀬	高野瀬憩の里公民館	35-4856	豊日中学校	35-2004
八目	八目公民館	35-4863	豊日中学校	35-2004
杉	杉草の根集会所	-	豊日中学校	35-2004
上枝	しらふじの館	35-4859	豊日中学校	35-2004
下枝	下枝草の根ハウス	35-4858	豊日中学校	35-2004
沢	沢公民館	35-4857	豊日中学校	35-2004
四十九院	四十九院公民館	35-4852	豊栄のさと	35-8010
雨降野	雨降野多目的集会所	35-4861	豊栄のさと	35-8010
八町	八町公民館	35-4862	豊栄のさと	35-8010

※1 一時避難場所は、事前避難や収容避難に活用されます。
※2 災害の危険性が高まった場合など、必要に応じて、広域避難場所が開設されます。
※3 避難場所では、係員の指示に従いましょう。

豊楠苑

N
W　E
S

（地図を見る上での注意事項）
※1浸水想定区域（滋賀県作成）は、宇曽川の氾濫シミュレーション結果を重ね合わせた最大範囲を示すものであり、一気に全体が浸水するわけではありません。
※2想定以上の大雨が降った場合は、表示した浸水想定区域以外においても浸水が発生する場合や浸水の深さが異なる場合があります。
※3大雨が降るような状況では、岩倉川、みな川、小曽川、豊郷川なども氾濫する可能性があります。雨や河川の水位に注意し、危険を感じたら避難を行いましょう。

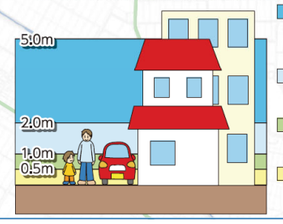
0　0.5　1　2km

凡　例

- 広域避難場所
- 一時避難場所
- 地下道(アンダーパス)
- 役場
- 警察
- 病院
- 町界
- 河川
- 国道
- 県道
- JR線
- 近江鉄道

■浸水想定区域（地図上で黄～青で色塗りされた範囲）の見方

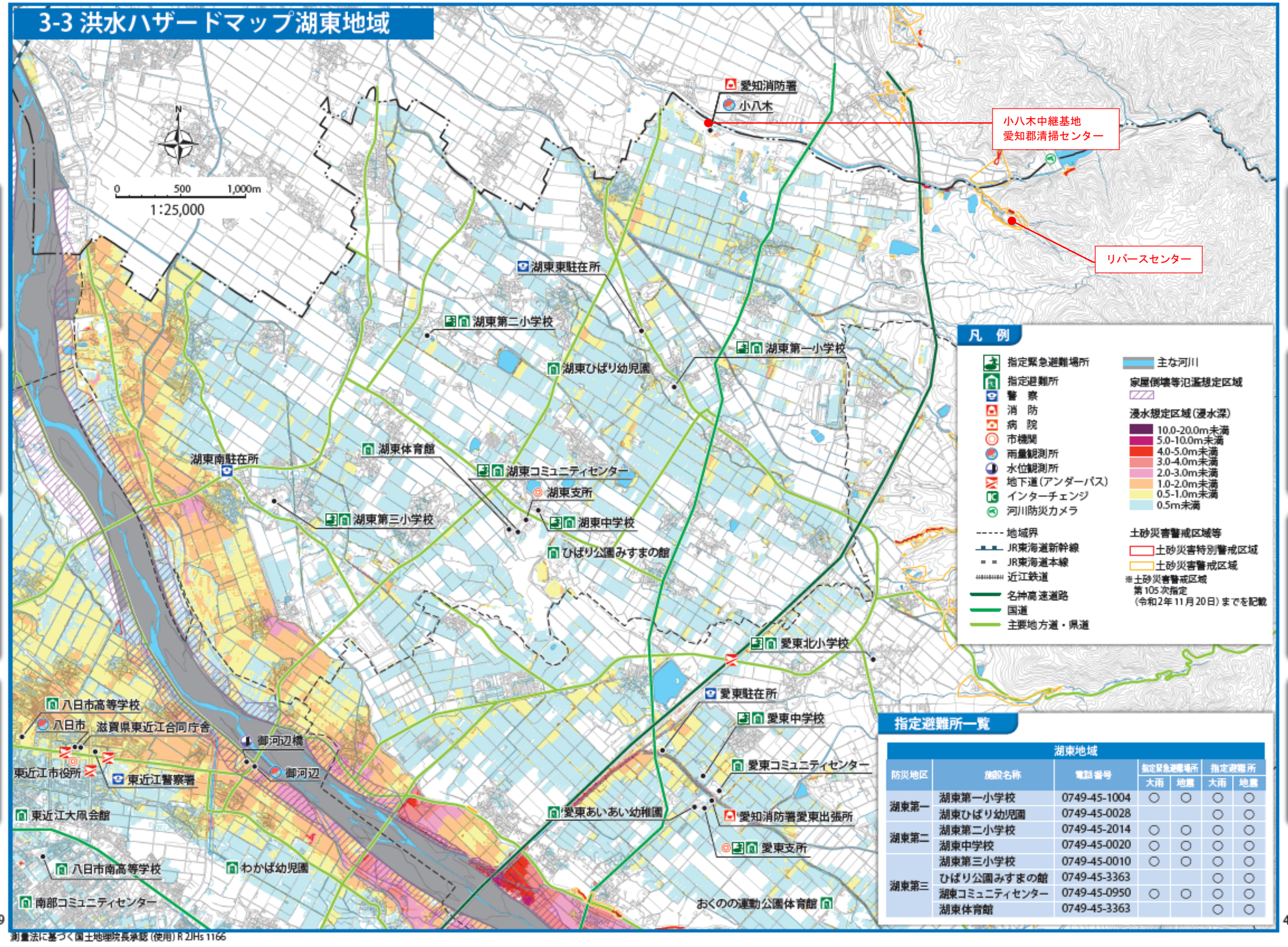
浸水想定区域は、河川はん濫によって、想定される最大の浸水深さを示しています。
浸水深さは、河川の近くであったり、土地が周辺より低い箇所でより深くなります。



- 2.0～5.0m未満の深さ　建物の2階軒下までの深さ。浸水が始まる前に安全な場所への避難が必要。
- 1.0～2.0m未満の深さ　建物の1階軒下までの深さ。2階以上への避難が必要。
- 0.5～1.0m未満の深さ　大人の腰までの深さ。床上浸水。歩くのは困難。
- 0.5m未満の深さ　大人のひざ程度までの深さ。床下浸水。水の速さによっては歩くのが困難。

23　24

別添６　ハザードマップ（東近江市）　※浸水・土砂災害



様式１　循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表１

１．地域の概要

(1)地域名	彦根市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町地域	(2)地域内人口	156,466人	(3)地域面積	293.42 km^2
(4)構成市町村等名	彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町	(5)地域の要件	(人口) 面積　沖縄　離島　奄美　豪雪　山村　半島　過疎　その他		
(6)構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況					
①組合を構成する市町村：　彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町（彦根愛知犬上広域行政組合）			②設立年月日：　平成 22年3月1日		(設立)、許可予定

２．一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位 ＼ 年		過去の状況・現状（排出量等に対する割合）					目標	
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	令和7年度	
排出量	事業系　総排出量（トン）	13,102	13,757	13,974	12,020	10,554	9,785	(H28比 -7.3%)
	1事業所当たりの排出量（トン/事業所）	2.77	2.84	2.81	2.35	2.09	1.94	(H28比 -7.2%)
	生活系　総排出量（トン）	38,636	40,078	37,067	35,555	34,309	31,876	(H28比 -7.1%)
	1人当たりの排出量（kg/人）	218.5	229.0	211.6	202.0	194.4	181.8	(H28比 -6.5%)
	合計　事業系生活系排出量（トン）	51,738	53,835	51,041	47,575	44,863	41,661	(H28比 -7.1%)
再生利用量	直接資源化量（トン）	1,424 (2.8%)	1,395 (2.6%)	1,321 (2.6%)	1,361 (2.9%)	1,266 (2.8%)	1,010 (2.4%)	
	総資源化量（トン）	7,769 (14.1%)	7,518 (13.2%)	7,107 (13.1%)	7,638 (15.2%)	7,480 (15.8%)	9,555 (21.9%)	
エネルギー回収量	エネルギー回収量　(年間の発電電力量 MWh)	－	－	－	－	－	－	
	エネルギー回収量　(年間の熱利用量　GJ)	－	－	－	－	－	－	
減量化量	減量化量（中間処理前後の差トン）	39,510 (76.4%)	41,205 (76.5%)	39,439 (77.3%)	35,973 (75.6%)	34,022 (75.8%)	28,491 (68.4%)	
最終処分量	埋立最終処分量（トン）	7,857 (15.2%)	8,397 (15.6%)	7,591 (14.9%)	6,789 (14.3%)	5,977 (13.3%)	5,569 (13.4%)	

３．一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

（１）現有施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力（単位）	開始年月	廃止又は休止(予定)年月	解体(予定)年月	想定される浸水深と対策	備考
リサイクル施設	彦根市清掃センター粗大ごみ処理場	彦根市	圧縮二次剪断方式	50t/5H	S54.9	R11.6	未定	（浸水深1.0～2.0m）施設や周辺道路の浸水により施設へ廃棄物が搬入できなくなった場合は、地域災害協定に基づき周辺自治体へ処理委託する。また、大栄環境ホールディングス株式会社との「災害廃棄物等の処理に関する基本協定」に基づき、同社へ処理委託する。	
	彦根市清掃センター資源化施設	彦根市	缶選別圧縮	4.9t/5H	H9.9	R11.6	未定	（浸水深1.0～2.0m）施設や周辺道路の浸水により施設へ廃棄物が搬入できなくなった場合は、地域災害協定に基づき周辺自治体へ処理委託する。また、大栄環境ホールディングス株式会社との「災害廃棄物等の処理に関する基本協定」に基づき、同社へ処理委託する。	
			びん選別	-	H2.12				
			プラスチック圧縮梱包	4.9t/5H	H15.9				
			ペットボトル圧縮梱包	1t/5H	H13.7				
可燃ごみ処理施設	彦根市清掃センターごみ焼却場	彦根市	バッチ式ごみ焼却方式	90t/8H	S52.3	R11.6	R13.6	（浸水深1.0～2.0m）施設や周辺道路の浸水により施設へ廃棄物が搬入できなくなった場合は、地域災害協定に基づき周辺自治体へ処理委託する。また、大栄環境ホールディングス株式会社との「災害廃棄物等の処理に関する基本協定」に基づき、同社へ処理委託する。	
	湖東広域衛生管理組合リバースセンター	湖東広域衛生管理組合	RDF化	22t/7H	H9.3	R11.6	未定	（浸水深0m）	
し尿処理施設	彦根市清掃センター衛生処理場	彦根市	嫌気性消化活性汚泥高度処理	156KL/日	S53.2	－	－	（浸水深1.0～2.0m）施設や周辺道路の浸水により施設へ廃棄物が搬入できなくなった場合は、地域災害協定に基づき周辺自治体へ処理委託する。	
	湖東広域衛生管理組合豊楠苑	湖東広域衛生管理組合	酸化処理方式高度処理	80KL/日	S54.10	－	－	（浸水深0m）	
最終処分場	中山投棄場	彦根愛知犬上広域行政組合	管理型	237,000m^3	H10.3	－	－	（浸水深0m）	
	ガレキ類最終処分場	愛知郡広域行政組合	安定型	28,200m^3	S62	－	－	（浸水深0m）	
保管施設	小八木中継基地	彦根愛知犬上広域行政組合	保管・積替え		R3.4	－	－	（浸水深0m）	
	愛知郡清掃センター	愛知郡広域行政組合	保管・積替え	-	H15	－	－	（浸水深0m）	

（２）更新(改良)・新設施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力（単位）	施設竣工予定年月	更新(改良)・新設理由	廃焼却施設の解体の有無及び解体施設の名称	廃焼却施設解体事業着手(予定)年月 完了(予定)年月	想定される浸水深と対策	プラスチック再商品化を実施するための施設整備事業	備考
マテリアルリサイクル推進施設	リサイクル施設	彦根愛知犬上広域行政組合	不燃ごみ・粗大ごみ： 破砕・選別 資源ごみ： 選別・資源化・ 一時保管等	31t/日	R11.7	現有施設の老朽化 資源物の回収 処理の広域化・集約化	無し		（浸水深2.0～3.0m） 施設は盛土により約3m嵩上げをする。また施設の主要機器は浸水しないように配置する。	○	
エネルギー回収型廃棄物処理施設	熱回収施設	彦根愛知犬上広域行政組合	全連続燃焼ストーカ式焼却方式	139t/日	R11.7	現有施設の老朽化 エネルギーの回収 処理の広域化・集約化	有り （彦根市清掃センターごみ焼却場）	R11.7～R13.6	（浸水深2.0～3.0m） 施設は盛土により約3m嵩上げをする。また施設の主要機器は浸水しないように配置する。		彦根市清掃センターごみ焼却場解体事業と一体として彦根愛知犬上地域熱回収施設を整備

４．生活排水処理の現状と目標

指標・単位 ＼ 年		過去の状況・現状					目標	備考
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	令和7年度	
総人口		156,910	156,641	156,363	156,205	156,466	156,571	
公共下水道	汚水衛生処理人口	116,284	117,528	119,083	119,470	121,271	135,664	
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	74.1%	75.0%	76.2%	76.5%	77.5%	86.6%	
集落排水施設等	汚水衛生処理人口	5,396	5,385	5,117	5,060	4,976	3,124	
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	3.4%	3.4%	3.3%	3.2%	3.2%	2.0%	
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口	22,246	15,122	13,065	12,724	12,782	8,220	
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	14.2%	9.7%	8.4%	8.1%	8.2%	5.3%	
単独処理浄化槽等	汚水衛生未処理人口	3,314	10,413	10,420	10,238	9,367	5,684	
	汚水衛生未処理率	2.1%	6.6%	6.7%	6.6%	6.0%	3.6%	
非水洗化人口	汚水衛生未処理人口	9,670	8,193	8,679	8,713	8,070	3,879	
	汚水衛生未処理率	6.2%	5.2%	5.6%	5.6%	5.2%	2.5%	

５．浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容			整備予定施設の内容		
		基数	処理人口	開始年月	基数	処理人口	目標年次
浄化槽設置整備事業	彦根市	1,429基	3,838人	昭和62年4月	185基	1,142 人	令和6年度
浄化槽設置整備事業	愛荘町	473基	1,457人	平成18年2月	14基	70 人	令和6年度
浄化槽設置整備事業	多賀町	105基	437人	平成4年4月	24基	144 人	令和6年度
浄化槽設置整備事業	甲良町	189基	558人	昭和60年4月	1基	6 人	令和5年度

様式２　循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表２

事業種別 / 事業名称	事業番号	事業主体名称	規模	単位	事業期間 開始	事業期間 終了	総事業費（千円）	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	交付対象事業費（千円）	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
○マテリアルリサイクル推進等に関する事業							490,211	0	0	0	0	0	234,600	255,611	328,828	0	0	0	0	0	234,600	94,228	
リサイクル施設整備事業	1	彦根愛知犬上広域行政組合	31	t/日	R05	R06	490,211						234,600	255,611	328,828						234,600	94,228	R05は用地取得 R06から造成工事に着手(～R06) 全体事業期間:R5～R11
○エネルギー回収等に関する事業							986,539	0	0	0	0	0	259,030	727,509	268,189	0	0	0	0	0	0	268,189	
熱回収施設整備事業	2	彦根愛知犬上広域行政組合	139	t/日	R05	R06	986,539						259,030	727,509	268,189							268,189	R05は用地取得 R06から造成工事に着手(～R06) 全体事業期間:R5～R11
○浄化槽に関する事業							83,758	11,644	11,644	12,308	12,310	12,310	11,978	11,564	83,758	11,644	11,644	12,308	12,310	12,310	11,978	11,564	
合併処理浄化槽設置整備	3	彦根市	185	基	H30	R6	69,744	10,152	10,152	10,152	9,822	9,822	9,822	9,822	69,744	10,152	10,152	10,152	9,822	9,822	9,822	9,822	
		愛荘町	14	基	R2	R6	4,648			664	996	996	996	996	4,648			664	996	996	996	996	
		多賀町	24	基	H30	R6	8,952	1,492	1,492	1,492	1,492	1,492	746	746	8,952	1,492	1,492	1,492	1,492	1,492	746	746	
		甲良町	1	基	R5	R5	414						414		414						414		
○施設整備に係る計画支援に関する事業							443,196	1,623	50,479	64,482	202,906	88,825	24,992	9,889	443,196	1,623	50,479	64,482	202,906	88,825	24,992	9,889	
処理施設整備事業(事業番号1,2)に係る施設整備基本計画	1,2	彦根愛知犬上広域行政組合	－	－	H30	H30	226	226							226	226							全体事業期間:H29～H30
処理施設整備事業(事業番号1,2)に係るPFI導入可能性調査	1,2	彦根愛知犬上広域行政組合	－	－	H30	H30	1,397	1,397							1,397	1,397							
処理施設整備事業(事業番号1,2)に係る地質調査	1,2	彦根愛知犬上広域行政組合	－	－	R01	R01	28,061		28,061						28,061		28,061						
処理施設整備事業(事業番号1,2)に係る測量	1,2	彦根愛知犬上広域行政組合	－	－	R01	R02	24,508		6,182	18,326					24,508		6,182	18,326					
処理施設整備事業(事業番号1,2)に係る土壌汚染状況調査	1,2	彦根愛知犬上広域行政組合	－	－	R01	R01	495		495						495		495						
処理施設整備事業(事業番号1,2)に係る環境影響評価	1,2	彦根愛知犬上広域行政組合	－	－	R01	R05	255,200		9,460	21,010	173,800	42,790	8,140		255,200		9,460	21,010	173,800	42,790	8,140		
処理施設整備事業(事業番号1,2)に係る施設整備基本設計	1,2	彦根愛知犬上広域行政組合	－	－	R01	R03	44,000		6,281	25,146	12,573				44,000		6,281	25,146	12,573				
処理施設整備事業(事業番号1,2)に係る造成工事実施設計	1,2	彦根愛知犬上広域行政組合	－	－	R03	R04	48,180				16,533	31,647			48,180				16,533	31,647			
処理施設整備事業(事業番号1,2)に係る事業者選定	1,2	彦根愛知犬上広域行政組合	－	－	R04	R06	41,129					14,388	16,852	9,889	41,129					14,388	16,852	9,889	
合計							2,003,704	13,267	62,123	76,790	215,216	101,135	530,600	1,004,573	1,123,971	13,267	62,123	76,790	215,216	101,135	271,570	383,870	

【参考資料様式１】

施設概要（マテリアルリサイクル施設系）

都道府県名 滋賀県

(1) 事業主体名	彦根愛知犬上広域行政組合
(2) 施設名称	リサイクル施設
(3) 工期	令和5年度～令和11年度　（令和5年度は用地取得）
(4) 施設規模	処理能力　　31t/日
(5) 処理方式	(不燃ごみ・粗大ごみ：破砕・選別、資源ごみ：選別・資源化・一時保管等)
(6) 地域計画内の役割	(既存施設の老朽化への対処、不燃ごみ・粗大ごみの破砕・選別および資源化の促進)
(7) 廃焼却施設解体工事の有無	有　　(無)　　未定
(8) 総事業計画額	490,211千円（全体：7,932,008千円）（税込み） うち、交付対象事業費328,828千円（全体：7,458,200千円）（税込み）

【参考資料様式２】

施設概要（エネルギー回収施設系）

都道府県名 滋賀県

(1) 事業主体名	彦根愛知犬上広域行政組合
(2) 施設名称	熱回収施設
(3) 工期	令和5年度～令和11年度　（令和5年度は用地取得）
(4) 施設規模	処理能力　　139t/日（69.5t/日×2炉）
(5) 形式および処理方式	全連続燃焼ストーカ式焼却方式
(6) 余熱利用の計画	１.発電の有無　　(有)　（発電効率　%以上）　・　　無 ２.熱回収の有無　　(有)　（熱利用率　%以上）　・　　無 ※エネルギー回収率　　合計 16.5%以上
(7) 地域計画内の役割	(既存施設の老朽化への対処、エネルギー回収の推進および資源化の促進)
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	(有)　　無　　未定
(9) 総事業計画額	986,539千円（全体：21,490,342千円）（税込み） うち、交付対象事業費268,189千円（全体：14,380,774千円）（税込み）

【参考資料様式７】

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 滋賀県

(1) 事業主体名	彦根市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	(目的) 公共用水域の水質汚濁防止、生活環境の保全、公衆衛生の保全。 (内容) 浄化槽法第4条第1項の規定に基づく構造基準に適合する浄化槽であって、BOD除去率90%以上、放流水のBODが20mg/ℓ(日間平均)以下の機能を有するとともに、「浄化槽整備事業における国庫補助指針」が適用される浄化槽にあたっては、同指針に適合する浄化槽を整備する。
(4) 事業期間	平成30年度～令和６年度
(5) 事業対象地域の要件	人口　面積　沖縄　離島　奄美　豪雪　山村　半島　過疎　(その他) 下水道の整備が当分の間見込まれない下水道事業計画区域の地域 湖沼水質保全特別措置法第３条第２項に規定する地域 水質汚濁防止法第１４条の７第１項に規定する生活排水対策重点地域
(6) 事業計画額	交付金対象事業費　　69,744　千円

○事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】　　(千円)

区分	交付対象基数 (1,142 人分)	基準額合計	総事業費	交付対象事業費
5人槽	87 基　(435 人分)	28,884	28,710	28,710
6～7人槽	91 基　(637 人分)	37,674	37,401	37,401
8～10人槽	7 基　(70 人分)	3,836	3,633	3,633
11～20人槽	基　人分)			
21～30人槽	基　人分)			
31～50人槽	基　人分)			
51人槽以上	基　人分)			
宅内配管費				
撤去費				
改築費（災害）				
改築費（長寿命化）				
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費			
	計画策定等調査費			
	効率的な転換促進及び管理適正化推進費			
合計	185 基　(1,142 人分) ※基数の合計には、宅内配管費、撤去費、改築費を除く	70,394	69,744	69,744

【参考資料様式７】

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 滋賀県

(1) 事業主体名	愛荘町
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	(目的) 公共用水域の水質汚濁防止、生活環境の保全、公衆衛生の保全。 (内容) 浄化槽法第4条第1項の規定に基づく構造基準に適合する浄化槽であって、BOD除去率90%以上、放流水のBODが20mg/ℓ(日間平均)以下の機能を有するとともに、「浄化槽整備事業における国庫補助指針」が適用される浄化槽にあたっては、同指針に適合する浄化槽を整備する。
(4) 事業期間	令和２年度～令和６年度
(5) 事業対象地域の要件	人口　面積　沖縄　離島　奄美　豪雪　山村　半島　過疎　(その他) 下水道の整備が当分の間見込まれない下水道事業計画区域の地域 湖沼水質保全特別措置法第３条第２項に規定する地域 水質汚濁防止法第１４条の７第１項に規定する生活排水対策重点地域
(6) 事業計画額	交付金対象事業費　4,648　千円

○事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】　(千円)

区分	交付対象基数 (70 人分)	基準額合計	総事業費	交付対象事業費
5人槽	14 基　(70 人分)	4,648	4,648	4,648
6～7人槽	基　人分)			
8～10人槽	基　人分)			
11～20人槽	基　人分)			
21～30人槽	基　人分)			
31～50人槽	基　人分)			
51人槽以上	基　人分)			
宅内配管費				
撤去費				
改築費（災害）				
改築費（長寿命化）				
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費			
	計画策定等調査費			
	効率的な転換促進及び管理適正化推進費			
合計	14 基　(70 人分) ※基数の合計には、宅内配管費、撤去費、改築費を除く	4,648	4,648	4,648

【参考資料様式７】

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 滋賀県

(1) 事業主体名	多賀町
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	(目的) 公共用水域の水質汚濁防止、生活環境の保全、公衆衛生の保全。 (内容) 浄化槽法第4条第1項の規定に基づく構造基準に適合する浄化槽であって、BOD除去率90%以上、放流水のBODが20mg/ℓ(日間平均)以下の機能を有するとともに、「浄化槽整備事業における国庫補助指針」が適用される浄化槽にあたっては、同指針に適合する浄化槽を整備する。
(4) 事業期間	平成30年度～令和６年度
(5) 事業対象地域の要件	人口　面積　沖縄　離島　奄美　豪雪　山村　半島　過疎　(その他) 下水道の整備が当分の間見込まれない下水道事業計画区域の地域 湖沼水質保全特別措置法第３条第２項に規定する地域 水質汚濁防止法第１４条の７第１項に規定する生活排水対策重点地域
(6) 事業計画額	交付金対象事業費　　8,952　千円

○事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】　　(千円)

区分	交付対象基数 (144 人分)	基準額合計	総事業費	交付対象事業費
5人槽	12 基　(60 人分)	3,984	3,984	3,984
6～7人槽	12 基　(84 人分)	4,968	4,968	4,968
8～10人槽	基　人分)			
11～20人槽	基　人分)			
21～30人槽	基　人分)			
31～50人槽	基　人分)			
51人槽以上	基　人分)			
宅内配管費				
撤去費				
改築費（災害）				
改築費（長寿命化）				
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費			
	計画策定等調査費			
	効率的な転換促進及び管理適正化推進費			
合計	24 基　(144 人分) ※基数の合計には、宅内配管費、撤去費、改築費を除く	8,952	8,952	8,952

【参考資料様式７】

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 滋賀県

(1) 事業主体名	甲良町
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	(目的) 公共用水域の水質汚濁防止、生活環境の保全、公衆衛生の保全。 (内容) 浄化槽法第4条第1項の規定に基づく構造基準に適合する浄化槽であって、BOD除去率90%以上、放流水のBODが20mg/ℓ(日間平均)以下の機能を有するとともに、「浄化槽整備事業における国庫補助指針」が適用される浄化槽にあたっては、同指針に適合する浄化槽を整備する。
(4) 事業期間	令和５年度～令和５年度
(5) 事業対象地域の要件	人口　面積　沖縄　離島　奄美　豪雪　山村　半島　過疎　(その他) 下水道の整備が当分の間見込まれない下水道事業計画区域の地域 湖沼水質保全特別措置法第３条第２項に規定する地域 水質汚濁防止法第１４条の７第１項に規定する生活排水対策重点地域
(6) 事業計画額	交付金対象事業費　414　千円

○事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】　(千円)

区分	交付対象基数 (6 人分)	基準額合計	総事業費	交付対象事業費
5人槽	基　人分)			
6～7人槽	1 基　(6 人分)	414	414	414
8～10人槽	基　人分)			
11～20人槽	基　人分)			
21～30人槽	基　人分)			
31～50人槽	基　人分)			
51人槽以上	基　人分)			
宅内配管費				
撤去費				
改築費（災害）				
改築費（長寿命化）				
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費			
	計画策定等調査費			
	効率的な転換促進及び管理適正化推進費			
合計	1 基　(6 人分) ※基数の合計には、宅内配管費、撤去費、改築費を除く	414	414	414

【参考資料様式８】

計画支援概要

都道府県名 滋賀県

(1) 事業主体名	彦根愛知犬上広域行政組合				
(2) 事業目的	マテリアルリサイクル推進施設及びエネルギー回収型廃棄物処理施設整備のため				
(3) 事業名称	処理施設整備事業（事業番号1,2）に係る施設整備基本計画	処理施設整備事業（事業番号1,2）に係るPFI導入可能性調査	処理施設整備事業（事業番号1,2）に係る地質調査	処理施設整備事業（事業番号1,2）に係る測量	処理施設整備事業（事業番号1,2）に係る土壌汚染状況調査
(4) 事業期間	H30 （全体事業期間 H29～H30）	H30	R1	R1～R2	R1
(5) 事業概要	施設基本計画	PFI導入可能性調査	地質調査	測量	土壌汚染状況調査
(6) 事業計画額	226千円 （全体事業計画額 10,392千円）	1,397千円	28,061千円	24,508千円	495千円

(1) 事業主体名	彦根愛知犬上広域行政組合				
(2) 事業目的	マテリアルリサイクル推進施設及びエネルギー回収型廃棄物処理施設整備のため				
(3) 事業名称	処理施設整備事業（事業番号1,2）に係る環境影響評価事業	処理施設整備事業（事業番号1,2）に係る施設整備基本設計	処理施設整備事業（事業番号1,2）に係る造成工事実施設計	処理施設整備事業（事業番号1,2）に係る事業者選定	
(4) 事業期間	R1～R5	R1～R3	R3～R4	R4～R6	
(5) 事業概要	環境影響評価	施設整備基本設計	造成工事実施設計	事業者選定	
(6) 事業計画額	255,200千円	44,000千円	48,180千円	41,129千円	